

○議事日程 (平成三十年六月二十日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 大橋三男

○欠席議員

なし

- 一 番 北倉義博
- 二 番 岩永義仁
- 三 番 長澤龍夫
- 四 番 大橋三男
- 五 番 三田正敏
- 六 番 吉田太郎
- 七 番 早崎百合子
- 八 番 野村永一
- 九 番 田中敏弘
- 十 番 松永民夫
- 十一 番 林輝見
- 十二 番 青山貞一
- 十三 番 水谷久美子

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝

|                  |       |
|------------------|-------|
| 副町長              | 柏淵裕昭  |
| 教育長              | 並河清次  |
| 総務部長             | 田中信行  |
| 総務部総務課長          | 中島恵美  |
| 総務部              | 川地憲元  |
| 企画政策課長           | 西川敏明  |
| 総務部税務課長          | 久保寺利明 |
| 住民福祉部長兼健康福祉課長    | 伊藤幸広  |
| 住民福祉部            | 川口智也  |
| 子ども課長            | 渡辺章博  |
| 住民福祉部            | 田中一也  |
| 生活環境課長           | 前田勝治  |
| 産業建設部長兼水道課長      | 松岡弘泰  |
| 産業建設部            | 大倉修   |
| 産業建設課長           | 高橋正人  |
| 産業建設部            | 田中隆   |
| 農林振興課長           |       |
| 産業建設部企業誘致・商工観光課長 |       |
| 産業建設課長           |       |
| 会計管理者兼会計課長       |       |

――「町民憲章」朗唱――

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席でございます。

なお、会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、C

Net係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから平成三十年第二回養老町議会定例会を再開し、本

日の会議を開きます。

○議長（大橋三男君） それでは日程第一、会議録署名議員の指名

をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、七番 早崎百合子君、

九番 田中敏弘君を指名いたします。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第三、町政一般に関する質問を

行います。

なお、一般質問は、養老町議会議規則第五十六条第一項の規

定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内と

いたします。

それでは、六名の議員から質問の通告がありましたので、順次

発言を許可します。

最初に、十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づい

て二点の質問をいたします。

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 教育委員会事務局長兼<br>教育総務課長兼<br>スポーツ振興課長 | 佐藤 嘉但 |
| 教育委員会<br>生涯学習課長                   | 古川 一夫 |
| 消 防 長                             | 野村 博治 |
| 消 防 次長兼<br>予 防 課 長                | 吉田 英之 |
| 消 防 次長兼<br>警 防 課 長                | 三和 隆夫 |
| 消防総務課長                            | 廣澤 幸雄 |

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 藤 田 勝彦  |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 稲 川 諭実彦 |

（開議時間 午前九時三十分）

○議長（大橋三男君） 皆さん、おはようございます。

平成三十年第二回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いします。傍聴者の皆様も御一緒にお願いいたします。

前段を私が読み上げます。後段の御唱和をよろしくお願いいたします。

まず一点目、滞納・不納欠損への対応について。

養老町の昨年度の一般会計・特別会計の滞納の金額は、七億円を超えております。また、徴収不能での不納欠損額は七千六百万円を超えております。年々増加傾向にあり、過去十年間の不納欠損の金額は六億三千万円程度になっております。これだけ十年間で養老町の財源が消滅をしております。

町長は、平成二十三年第一回の定例会の施政方針の中で、地方への税源移譲に伴い、みずからの支出はみずからの権限・責任でその財源を賄っていくことが求められている。自主財源を確保するため、公平・公正な賦課・徴収による税収確保に努めてまいります。現在も一部に滞納があり、負担の公平性の観点からも税収対策は重要な課題であります。このため、未納者に対し、早期に納付催告を行うとともに、納税に誠意のない滞納者に対する納税交渉に加え、財産調査、預金の差し押さえ等、時期を失することなく厳正に滞納処分を実施し、一層の収納率の向上に努めていくと述べられております。

納税は国民の義務であり、日本国憲法三十条でも明記されております。

養老町において、滞納対策として、平成二十五年三月には補助金交付規則を見直して、町税に未納があると認められるときは補助金の交付は行わないといたしました。また、平成二十七年七月には、町長の肝いりで徴収推進室を設置されました。徴税に努力をされております。しかし、過去十年ほどは、税、保険料、使料を含めて滞納が増加傾向にあります。

ここで、次の四点について質問をいたします。

まず一点目、徴収推進室の体制、年間の経費と滞納・不納欠損への対応と実績をお尋ねいたします。

二点目、滞納が五年を経過すると不納欠損となりますが、不納欠損へ至るまでの経緯がどのようになっているのかをお尋ねいたします。

三点目、国民健康保険の不納欠損は、過去十年間の平均で毎年三千万弱となっております。個人の最高額は三百万円を超えております。ことしから国民健康保険は県が主管となり、滞納・不納欠損に関して県よりどのような指導があり、また滞納・不納欠損が多い場合はペナルティー等は科されるのか、これをお尋ねいたします。

四点目、上水の使用料の滞納・不納欠損が十年前と比較すると十倍ほどになっております。私が調査した資料をもとに、上水の不納欠損の一部をお話しさせていただきます。

平成二十年度の不納欠損は三十三万円ほど、平成二十一年度の不納欠損は三十二万円ほど、平成二十二年度は四十三万円ほどでございました。それが平成二十三年から一気にふえ、平成二十三年の不納欠損は百九十四万円、平成二十四年度は四百六十八万円、その後、毎年三百万円前後の不納欠損が発生しております。これは使用料でございますので、ぜひいろんな方策を考え、不納欠損がなくなるような、そういう企業運営をしていただきたいと思っております。

これに対する対応と今後の考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 西川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） 失礼いたします。

滞納・不納欠損への対応についてということで、質問の要旨が実績等ということでございますので、担当課である税務課の私のほうから回答させていただきますと存じます。

徴収推進室では、債権の徴収対策の推進を目的といたしまして、

平成二十七年に税務課内に設置をし、町税等及び介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公共下水道使用料などの各担当課から移管されました公債権を一元化し、徴収を行っております。

職員につきましては、税務課と兼務となっておりますが、室長以下四名、徴収嘱託員一名の五名で対応しております。

公債権につきましては、滞納額にかかわらず、滞納期間が六カ月以上のものを移管の対象としております。

年間の経費でございますが、未納のお知らせ（催告書）の印刷・郵送代、徴収嘱託員の賃金、職員研修費、事務用品等の購入費といたしまして、平成二十七年度は三百四十五万六千三百九十六円、二十八年度が二百五十万一千四百三十九円、二十九年度は二百三十五万二千四百七十一円となっております。

平成二十年度からの十年間の国保税を含めました町税等の滞納繰越額は、平成二十三年度の八億八千八百四十万六千九百二十二円が最高で、二十九年度は六億四百五十一万五千七百六十四円で、ここ数年は減少しております。

滞納整理につきましては、法令等に基づき実施しており、督促状発付後は、徴収推進室が中心となつて、滞納者に対して電話催告、文書催告等による納税の催告を行い、滞納税の存在を認識したと認められる行為となります。一部納付や納税誓約書の提出を求めます。全く反応のない滞納者につきましては、自主的に納税する意思がないものと判断し、財産調査を進め、差し押さえ予告、差し押さえを行うこととなります。

徴収推進室を設置いたしました平成二十七年以降の実績につきましては、二十七年の納税誓約が百四十七件、財産調査三百六件、差し押さえ十二件で、差し押さえ換価額は六百四十八万八千八百八円。二十八年度は、納税誓約二百十五件、財産調査七百八件、

差し押さえ予告、移管通知等による自主納付九件の二百四十一万六千円、差し押さえ百五十四件で、差し押さえ換価額が一千七百八万二千八百五十五円。二十九年度は、納税誓約二百二十七件、財産調査六百三十四件、差し押さえ予告、移管通知等による自主納付四件で二十一万円、差し押さえ八十件、差し押さえの換価額が一千七百六十万三千四百七十七円となっております。

不納欠損の実績と対応につきましては、二番目の御質問であります不納欠損へ至るまでの経緯と対応についての御質問と重なる部分がございますので、あわせて回答させていただきますと存じます。

不納欠損額につきましては、過去十年間は、二十四年度の七千二百二十二万七千六百九十九円が最高で、二十九年度は六千五百七十九万五千二百三十五円となっております。

不納欠損につきましても、法令等に基づき処理をいたしております。地方税法上、時効期間は五年で不納欠損となりますが、誓約や差し押さえをすることにより、時効期間がリセットとされまして、新たに五年の時効がスタートすることとなります。自主的に納付する意思がない滞納者については、先ほども申し上げておりますが、財産調査を行い、差し押さえ予告、差し押さえの滞納処分を行ってまいります。

財産調査の結果、財産がない、所得がなく納付そのものが困難な場合につきましては、法令等に基づきまして滞納処分の執行停止（債権の棚上げ）の処理を行っております。執行停止が三年間継続した場合には、納付義務は消滅し、不納欠損ということになります。

なお、税の時効は五年ということですが、料につきましては二年となっております。

続きまして三番目の、国民健康保険が県に集約されましたが、滞納・不納欠損の町及び県の対応ということでございますが、平成二十七年の国民健康保険制度改革関連法では、地域住民と身近な関係の中、市町村が引き続き資格管理や保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担う一方、国民健康保険制度の持続可能性を確保するため、平成三十年度以降は県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされました。

この新たな制度は、県と市町村が一体となり、保険者の事務を共通認識のもとで実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進していくというものでございます。

滞納・不納欠損の対応につきましては、これまでどおり、他の町税と同様に町で行ってまいります。また、県のほうでは、市町村の収納率向上のための研修会や検討会の開催が予定されているということでございます。

先ほど御質問の中でペナルティーというお話がございましたが、現段階では県のほうから具体的なお話はございません。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 4番目の、上水道の滞納不納欠損が十年前と比較すると増大している原因と今後の対応はという御質問でございますけれども、これにつきましては、水道課が担当課でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

滞納額の増加につきましては、平成二十三年度までは、五年の期間経過によって時効消滅し、不納欠損処理を行ってまいりましたが、水道料金債権は私法上の債権であるという最高裁判所の判

断が示され、時効期間が経過しても、時効の援用がなされるか、条例制定等で債権放棄を行わない限り債権が残ることとなったため、結果、滞納額が増加したということでございます。

また、不納欠損額の増加につきましては、高額滞納や継続的滞納がふえてきたことの一因によるものだというふうに理解をしております。

対応としましては、これまでも年二回催告書の発送を行い、高額滞納者や分納誓約不履行者には給水停止等を行ってまいりました。また、平成二十九年度よりコンビニ収納を開始し、納付環境の整備も行いました。

今後も、引き続き滞納額が減少するように努めてまいりたいというふうに考えております。

〔十番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 再質問をいたします。

先ほど担当課長の答弁の中で徴収推進室のお話がございまして、推進室の経費が年々減少しておりますが、この減少している原因については人件費なのかどうかということ。それから、差し押さえを実施しているということでございますが、差し押さえの内容がわかれば、金融資産なのか、動産なのか、不動産なのか、その確認をさせていただきます。

私がことしの予算特別委員会において、当時の課長より、滞納整理に対しては、当事者に会うとしがらみができるので、会って話していないという旨の答弁がございました。

自治体が扱う債権について、滞納が発生した場合には、自治法二百四十条二項の規定により、首長はまず督促をして、その後、強制執行、その他の保全及び取り立てに関し、必要な措置をとら

なければならぬとされております。

督促状を送付し、役場へ納付の相談に来た方に対しては、分納とか延納の誓約書をとって時効が一時中断するというところで、真面目に納税相談に来た人にはこのようなことになりませんが、これらの督促・催告にも応じず五年が経過した場合、事務的に不納欠損になるのは私は全く不公平であると、そのように理解しております。全くこれは私個人としても理解に苦しむところでございます。

安易な不納欠損をすると、住民監査請求、また住民訴訟の問題が起きる可能性があります。所管課においては、時効の期間、時効の援用の有無等を明確に判断し、間違いない適切な処理をしなければなりません。

養老町においても、十年ほど前に課長級以上の職員が戸別訪問をして滞納の整理を行い、成果を上げられました。

恵那市においては、恵那市税等収納金特別対策委員会を全職員体制で立ち上げて、休日や夜間の徴収、財産の差し押さえ、訪問徴収、電話催促など、国や県とも連携をして納税行政を実施されております。今後の養老町の考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 滞納に対する今後の対応ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど議員もおっしゃられましたけれども、養老町も職員全員で臨戸徴収を実施した時期もあったというふうにお聞きをいたしております。その成果等を、私も何度も当時担当した人たちにもお聞きをいたしました。実質的な成果が余り得られなかったという意見が大部分であったということもございますし、また、みずから出向かなくてもとりに来てくれるというような意見もあった

りして、その成果については甚だ疑問であったというようなお話をいただいております。

税金は、みずからが納付していただくものでございます。大多数の納税者の方は、金融機関等に出向いて納税をされておられるわけでございます。

そういったことでありますけれども、一度時限を切つてでも、そういった方法を考えてみるのも一つの手かとは思いますが、現在は税務課内に債権の徴収対策の推進を目的とした徴収推進室を設置しております。徴収推進室が中心となって、公債権の徴収一元化を進めて、滞納整理を実施してまいりたいと。まずそこをしっかりと固めてから、次の方法を考えていきたいというようなことを思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

また、ほかの二点の、推進室の経費と、それから差し押さえの内容につきましましては、担当課長のほうから御答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 西川税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） 失礼いたします。

徴収推進室の年間経費の増減の理由でございますが、平成二十七年年度の徴収嘱託員は二名ということでございましたが、二十八年年度以降につきましては一名で対応させていただきました。

また、二十九年年度につきましては、未納のお知らせ（催告書）をより効果的なものとするために、発行回数の方を見直しさせていただきまして、三回から二回に減少したというところで、全体的に減という形になっておるかと思っております。

それから差し押さえ件数でございますけれども、内訳については、詳細な件数は、申しわけございません、ちよっと資料を持ち

合わせておりませんので、わかっておりませんが、内容としては、金融資産と不動産もあるというふうに理解をしております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、町長から答弁の中で、推進室で対応を  
していくということございました。

徴税吏員には自力執行権というのが与えられております。裁判所の力をかりなくても差し押さえることができる強い権限があります。

二〇〇七年には国から地方への税源移譲があり、地方自治体の未収額に占める個人住民税の割合が増大しているため、都道府県の主導により滞納整理機構の設立が全国で相次いでおります。地方税回収機構として、複数の自治体で広域的に設立がなされております。この中部圏でも、岐阜県を除いて全ての県でこの機構ができております。私も、この機構のことを知りましたので、村下県議にお願ひして、県へも働きかけをしていただくようにお願いをいたしました。

しがらみを打破するために、なかなか町の税務課の職員が町民に対し調査、差し押さえは難しいところもあるかと思ひます。県域の中で地方税回収機構を設立して、地方税の回収に努めることが、これは地方自治体の責務であると私は思っております。この回収機構について、町長の考えをお聞きいたしたい。

特に私が調査で依頼した不納欠損の関係で、個人の最高額の不納欠損、これは二十九年度でございますが、個人町民税の最高額が九十二万円、固定資産税の個人の最高の不納欠損額は八百七十万円というような調査結果ございました。一個人が八百七十万円の不納欠損を認められるというのは、なかなか理解できないの

が私の考えでございます。

これからもしっかりと税収を確保していただいて、養老町の財源を確保していただきたい、そのように思っておりますので、最後に町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 税金は、あらゆる自治体の財源ということ  
でございます。就任当初より、この問題については長く携わって  
きております。さまざまなことを今まで試してまいりました。推  
進室をつくりましたし、そういった中で臨戸徴収等も検討したこ  
ともございますが、やはり今、松永議員がおっしゃるように、公  
平性に欠くような、そういった状況をつくっているというのは好  
ましくないということでございますので、御提案をいただいたよ  
うな臨戸徴収、またそれから広域での組織づくり等に取り組んで  
いきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお  
願ひをいたします。以上です。

〔十番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点目の質問に入ります。

養老町の遊休施設の現状と今後の対応についてを質問いたしま  
す。

こども園施策への移行に伴い、今年、二園が閉鎖されました。  
昨年は、こすもすケアセンターの撤退により、若宮の地域福祉セ  
ンターが休止されております。

養老町内の遊休施設は現在何件あって、どのように管理をされ  
ているか。また、それらの施設の維持管理費はどのようになって  
いるかをお尋ねいたします。

この中で、特に旧池辺幼稚園に関しての質問をさせていただきます

ます。

旧池辺幼稚園は、平成三年に開園をし、こども園への移行に伴い、ことし三月をもって閉園となりました。昨年の池辺地区の行政懇談会の中で、町長から、将来的には取り壊しも考えているというような御発言がございました。

池辺地区においては、球技大会や公民館まつり等で池辺幼稚園を会場として利用させていただいております。ことし、球技大会を開催するに当たって、公民館長が使用の申請をしたところ、目的外使用というようなことで町のほうから報告をされたということ、池辺の区長会の中でも話題になりました。

自治会館、公民館に隣接をし、大変利便性のある旧池辺幼稚園でございます。池辺地区のいろんな行事の中で、今後、利用等が申請されると思いますが、償還期間が四十年あるということでございますので、償還期間までまだ十三年ほど残っておるといふことでございます。

取り壊しが想定されますが、取り壊しまでの利用に対して、町の考え方、また利用をする場合の条件、利用料等はそのように考えておられるかを質問いたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 失礼いたします。

それでは、松永議員の御質問に関しまして、一点目の遊休施設の現在の実態と維持管理費につきまして、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

遊休施設は、平成三十年四月現在で、旧養老自治会館、石畑教職員住宅、地域福祉センター、旧船附こども園、旧池辺幼稚園、旧池辺町民体育館の六カ所になります。

維持管理費につきましては、平成三十年年度予算で、光熱水費、

火災保険料、保守点検委託料など三百七十五万一千円であります。そのうち、旧養老自治会館につきましては、年末ごろまでに解体の予定であります。その他の施設につきましては、耐用年数が経過しているものは今後売却、または解体・撤去に向けて庁舎内で検討してまいりたいと存じます。また、耐用年数が経過していない物件につきましては、補助金返還の可能性がございますので、まず建設時と同等の目的に転用するかどうかを検討すべきであると存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、松永議員の御質問にお答えします。財産の維持管理、処分に関することですので、私のほうから答弁させていただきます。

今後の活用への対応ということですが、池辺幼稚園につきましても、議員の今のお話にありましたように、養老町の認定こども園化に伴い、ことし四月から私立池辺保育園が五歳児までの乳幼児を受け入れるということで、保育所型認定こども園に移行したことから、三月末日をもって廃止いたしました。

旧池辺幼稚園園舎につきましては、平成三年度の公立幼稚園園舎新築事業といたしまして、施設整備費補助金を活用し整備し、平成四年四月に池辺幼稚園として開園したものでございます。

園舎建物は、一般的に文部科学省の定めでは、補助事業等により取得した財産の処分制限期限が事業完了から四十年、年号が変わるかもわかりませんが、平成四十三年度までと定められております。まだ十四年間は補助金の残存価格が存在し、補助金適正化法第二十二条の規定では、原則、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け及び担保に供してはいけないこととなって

おります。

このように、園舎の財産処分につきましては、取り壊しも含め、転用、貸与及び譲渡などについて承認や届け出を伴うことから、補助金の国庫納付にかわる基金の積み立てによる学校施設整備資金への活用などが付随するため、今後は施設に対する需要や財政事情を総合的に勘案し、財産の処分について検討してまいりたいと考えております。

それから次の御質問で、公民館まつり等で今まで使用していたが、今後の考え方はということでした。

公民館まつり等につきましては、いわゆる教育委員会が補助・後援する地域の公益的な事業でもありますので、これまでの経緯や実績に鑑み、財産処分が正式に決定するまでは貸与する方向で検討してまいりたいと考えております。

それから利用料金につきましては、公民館まつり等につきましては、一時利用ということで、無償貸与で検討しておりますので、よろしく願います。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 使用する場合にはいろんな条例があるというところでございますが、やはり公益的な地域の事業に対しては、条例を変更しても使えるような、そういう対応をしていただくことを要望いたしました。私の質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、十番 松永民夫君の一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 次に、九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ただいま議長に発言の許可を得ましたので、

通告に従い、二問一般質問をいたします。

まず最初に、まちづくりの推進についてであります。

現在、まちづくり推進については、新生養老まちづくり構想、養老町第五次総合計画後期基本計画、養老町人口ビジョンや「絆を大切にすまちな養老」創生総合戦略等、それぞれ実現すべく鋭意取り組んできた、または取り組んでいる最中でありますが、新生養老まちづくり構想の中で、構想を推進するための体制づくりとして、養老の郷づくり株式会社を設立し、協働で持続可能な事業推進を行うことができる体制を構築しますと、議会側に全協等で説明を受けてきたところであります。

そして、平成二十六年第一回養老町議会定例会に、養老の郷づくり株式会社に対する出資金一千万円を盛り込んだ平成二十六年度一般会計予算案を上程されました。以降の流れはよく御承知かと思えますが、平成二十六年三月十九日開催の三月定例会最終日の本会議で、郷づくり株式会社の概要や事業の具体的な中身などに関する説明が乏しいことや、三セク会社の失敗事例が全国で相次ぐこと等から、養老の郷づくり株式会社への出資金一千万円を削除する修正案を賛成多数で可決しました。

しかし、慎重審議の上、適切な議決を願いたいと述べながら、受け入れがたしと、大橋町長は平成二十六年三月二十五日、再議を求めた臨時会を招集され、私の思い入れの強さということを理解いただきまして、御審議のほどをよろしくお願い申し上げたいと思えます。さらに、修正議決されました養老改元一三〇〇年プロジェクト事業につきましては、私は町長就任前から、養老株式会社を設立し、民間の発想を取り入れた官民とともに行政経営を行うことを町民の皆様にお約束をして町長に就任をいたしました。この養老の郷づくり株式会社の設立は、そのお約束を果た

すことであり、私にとつても思い入れの深い事業でありますと再議の提案説明で語っておられます。

結果は、三分の二以上の賛成で再度修正案を可決し、郷づくり株式会社への出資金は削除することに決しました。このことは、岐阜県下各市町村において物議を醸し、養老町議会としてはチェック機能が働き、行政の追認機関でなく、メディアも評価的報道でありましたこと、どこかの官僚と違つて私ははっきりと記憶に残っています。

その後、平成二十七年二月九日、第一回養老町議会臨時会にて、結果として郷づくり株式会社への出資金四百九十五万円を賛成多数で可決した経緯があります。

そこで、まちづくり構想や養老の郷づくり株式会社に関し、次の点についてお伺いいたします。

一点目、町長は、養老の郷づくり株式会社に対し、まちづくりを行政と一緒にやりやうていく会社である。思い入れが強い、思い入れが深いと語られておりますが、現在、この会社に何を求め、何に期待しているのか伺います。

また、平成二十七年二月九日、第一回臨時会において、町長は、養老の郷づくり株式会社の質疑の回答で、町、商工会、観光協会等も参加した運営が理想と。また、経営出資金について、一次募集、二次募集、三次募集を当然行つていく。町民一人一人からも募集すると答弁されておりますが、養老町に根を張り頑張っている力、いわゆる地域力と協働で運営がベターと思えますが、今でもこの考えは変わらないのか。

二点目として、町長は、平成二十六年三月十日開催の総務民生委員会において、委員の質疑に対して、養老の郷づくり株式会社への資金の出し方について、補助金としない理由について、町の

意向を主張するには出資金により株主の立場を行使する必要があるためと回答されております。

また、平成二十八年三月十八日の一般質問においての回答では、この養老の郷づくり株式会社は、民間企業に位置づけられると考えております。しかし、一般的に出資して設立した法人であることから、会社は第三セクターとして認識されているというふうに思われますけれども、公共が関与できる権限を最小限にとどめた民間主導による第三セクターと申し上げたいと語られ、微妙に変化が生じております。

そして、平成二十八年六月十七日付で、養老の郷づくり株式会社取締役についてと題して、設立時に取締役であった大橋孝町長が平成二十八年三月三十一日付で同社取締役を退任し、登記を終えましたと町のホームページに掲載されました。

さらに、このことに関し、平成二十八年五月二十八日付、養老の郷づくり株式会社代表取締役 松岡茂行様名で株主各位へ、来季株主総会資料として決算概要・決算報告書を配付しております。その決算概要の前段で、第一期の決算を終了いたしました。

会社定款にあるように、養老のまちづくりのコンサルタント業務及び町のお困り業務委託が会社の主目的ですが、残念ながら、町長が役員であることを理由に、年度中の町の指名願及び入札参加資格が得られず、町からの受注はゼロでありました。さらに、平成二十八年三月末に町長が取締役から退任され、その体制が整い、四月からは指名及び入札参加ができるようになり、今後、町からのさまざまな業務の受注が期待できますと記していますが、一方的な考えと感じておりますが、一連の流れの説明を求めます。

また、町からの受注実績はどうなのかも、あわせてお尋ねいたします。

三点目、この養老の郷づくり株式会社の現状を踏まえると、余りにも事業実績がなく、取り組まれた事業についても点の状態であり、点から線へ、さらに面へと展開すべき。また、町が出資した会社がこの状態で、町民の行政への信頼がますます失墜し、町職員の皆さんの士気にも影響を考えると考えておりますが、どうかお尋ねをいたします。

四点目、新生養老まちづくり構想の事業実績及び評価・検証について、八十八の事業と養老の郷づくり株式会社の自己評価を検証されましたが、総合的に手前みそで甘い評価ではなかったのか。本来ならば、養老の郷づくり株式会社がマネジメント力をつけ、評価・検証すべき体制になるべきであったと思うが、その機能は期待していないのか、見通しが甘かったということなのか。また、養老の郷づくり株式会社の自己評価検証については、性急に設立したためか、会社の事業内容が固まらず、ほぼ設立したままの状態である。実施状況と問題点で記され、進捗状況は△の大きく未達。事業の自己評価はBの事業変更との判定をされておりますが、当の養老の郷づくり株式会社は承知の上か。また、再議までして会社設立をしたいとの町長の思いとは相当乖離していると言わざるを得ない現状ですが、十分準備しての会社立ち上げでなかったのか、伺います。

五点目として、会社の事務所の所在は、現在、もう会社設立から三年たち、四年目に入っておりますが、いつまでも間借り、兼用状態であるなら問題であります。早急に役場等に移すべきと思いますが、見解を求めます。

以上で最初の質問とします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まちづくりの推進について、五点で御質問

をいただきました。

町では、民間企業の持つ知恵や資金を活用することが必要であると考え、従来の発想にとらわれないすぐれた提案や出資等を募り、同一組織内で一緒になって意思決定を行い、多くの事業を行うため、養老の郷づくり株式会社を設立し、進めてまいりました。町内の経済団体である養老町商工会や養老町観光協会の加盟店などにも入っていたいただいた運営が理想とお答えをしていますが、町外二社による出資のみで、新たな出資金の募集は行っておりません。

また、取締役退任の理由でございますが、本町からの業務を請け負う場合、法に抵触するおそれがあることから、私自身は退任をいたしました。

代表取締役社長の交代の理由については、出資された会社からの申し出によるものであり、事業の進捗と会社運営が進んでいない理由と伺っております。しかし、商工会に加入されるなど、経営改善にも取り組まれているとお聞きをいたしております。

本町から出資金以外の費用は一切支出はいたしておりません。この会社でさまざまな事業化を検討するということは、行政にとつて費用負担が少なく、有限責任（出資相当分）であり、民間のアイデアや資金が活用できるといふ点から、一番望ましい事業形態であると総合的に判断し、進めてまいりました。

しかし、御質問にありました事業化につきましては、会社設立の前段階から懸念されていたことでございます。確かに原資は町民の方々による寄附を財源としており、これまでは点の状態ではありますが、決して行政への信頼が失墜するものではないと思っております。

町職員につきましても、養老改元一三〇〇年祭本祭各事業の成

功、さらにネクスト百プロジェクト事業を初めとする各事業の展開を控え、次の百年に向けて士気の高揚を実感いたしているところでございます。

新生養老まちづくり構想は、策定後、第三者委員会を組織し、毎年その中で事業の検証を行っております。新聞報道でもございましたが、今回は、平成二十五年度から平成二十九年度までの全事業において、各事業と施策の検証を行い、代表して第三者委員会の委員長から提言書をいただいております。

進捗状況は、◎、おおむね達成としたものが全体の五五％となり、事業の執行率は高い傾向にあるとしております。その反面、△、大きく未達が三三％となっており、ハード事業を中心に進捗のおくれがあったとしております。

また、それに対する自己評価は、事業の継続を三十事業、事業の変更・検証を十五事業としており、町としても課題を厳しい目で捉えておりますので、決して評価は甘いものではないと思っております。養老の郷づくり株式会社に関してだけ言えば、当初に想定していた私自身の思いとスピードの部分で若干ギャップはあったと感じております。

最後に、事務所所在地は岐阜県養老郡養老町飯ノ木一〇一〇番地一となっております、今のところ移す予定はございません。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ちよっと今聞き漏らしたかわかりませんが、町からの受注実績はあったのかということ、それから、いや、後の回答でよろしいんですけど、事務所の所在地ですが、やはり今のところだと、なかなか一般町民の方々も立ち寄りにくいと、

親しみがないというようなことで、やはり気軽に立ち寄りやすい場所、やっぱり役場が一番いいんじゃないかなあと、このように思っておりますので、ぜひ今年中に実現していただくように強く要望しておきます。

それで、再質問に移りますが、先ほど概略は説明がございましたが、三月にまとめられた新生養老まちづくり構想の事業実績及び自己評価検証、さらにこの養老の郷づくり株式会社現状を町民の皆さんに説明する責任があります。そこで、この見解を求めたいと思います。

二点目として、会社の定款の目的として、多くの事業が列挙してありますが、余りにも間口が広くて、数も多過ぎと考えます。具体的に何にどのように特化して利益を得るのか、得意分野の部門に絞って取り組むべきと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

先ほどの事業の自己評価でも、Bの事業変更と判定されておりますが、具体的に今後どのようにされていくのか、お尋ねをしたいと思います。

それから三点目としては、この会社できてから四年目に入っておるわけですが、今後、事業展開に進展がなければ、この会社からの撤退または解散もあり得ると思っておりますが、この点についての見解を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの前の質問の町からの受注実績でございますが、これはゼロでございます。

それから会社の所在地でございますけれども、これは民間企業でもございますし、経営主体に町が入っているわけでもございません。会社自身の問題でもございますし、会社の事務所につきま

しては、今後、意見等で述べさせていただくという程度しかできないというふうには、主体的な移転のあれはできないというふうに考えております。

それから、再質のほうに移らせていただきます。

三点で御質問をいただきました。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、新生養老まちづくり構想は、第三者委員会で各事業・施策の評価及び検証を行っております。その中で、構想を推進するための体制づくりを、養老の郷づくり株式会社を設立したが、性急に設立したためか、会社の事業内容が固まらず、ほぼ設立したままの状態であるとして、検討段階で終了するなど目標に大きく届かなかったものとして、厳しく評価をいただいております。

会社の事業報告や決算そのものはございませんが、新生養老まちづくり構想の検証結果は、町ホームページ等に公表をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事業に対する御提言をいただきましたが、会社内においてもさまざまな議論はされております。例えば観光振興や新エネルギー、文化・芸術の分野等で検討されてまいりました。また、本祭前には、養老町のミネラル豊富な地下水に着目するなど、いろいろと事業計画を立てられているというふうにお聞きはいたしておりますけれども、しかし残念ながら特化した事業で利益を得るまでには至っておりません。

最後に、会社の今後についてでございますが、今のところ撤退や解散ということはありません。

なかなか思うように事業が進んでいない現状ではございますが、以前から計画の中でお話をする養老の郷田園エリアは、企業が進出を予定されたり、民間が手がけるプロジェクト施設を見ていた

だいたときにお話もされておりましたが、外国人観光客をターゲットにしたジェットラグ的な施設も建設整備をされつつあると拝見しております。このような事業は、成果が出るまでに十年十五年の長い期間が必要であり、いずれ必ずよい結果が出ると確信をいたしております。

将来の養老町の輝かしい未来、その礎となるよう今後も取り組んでまいりたいと思っております。

〔九番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 住民に対しての説明責任の件ですが、七月、八月に行政懇談会が開かれます。そういつたことで、そういう機会がございますので、もし時間をつくっていただいで、説明をしていただければなあと、このように思っておりますし、やはり人間、信用するというところもある程度大事かなあと思いますので、今の町長の答弁もかなり信用して対応していきたいなあと、こんなように思っております。

再々質問ですが、観光振興の点でお伺いします。

まず一点目としては、養老公園駐車場の件ですが、ことし四月一日から養老公園内の県管理下の駐車場は全て無料となりましたが、一部は交通安全協会の維持管理で有料であります。こういったことで、養老町のイメージアップのためには、公園内駐車場は全て無料に統一すべきと県を初め関係者に働きかけ、実現すべきと思うが、町の考えをお尋ねいたします。

それから二点目として、先月、五月二十日、観光ボランティアガイドをさせていただきました。予約のお客様は静岡県浜松市の団体で、十七名様でございました。滝コースということで、滝谷沿いを散策し、養老の滝まで御案内し、次に菊水泉へお入りにな

つて、最後にふるさと会館へ御案内する約一時間三十分かけてのコースでしたが、お客様はある程度満足されたものと自己評価しております。

予約のお客様のためか、また昼どきであったためか、お客様のほうから、静岡県名産のお茶、ペットボトル五百二十五ミリリットル入りですが、これをいただきました。我々七名全員です。大変うれしかったのですが、逆に私ども、お返しを用意してなくて、心苦しく思ったところがございます。幸いに、ある仲間のボランティアガイドさんが、自前で折り紙でつくったメッセージ袋を用意してこられました。後でこれを紹介いたしますが、お渡ししたので格好はついたのですが、帰り際に、我々ガイド同士、懇談の中で、自分たちでできるお返しの品物を用意しなければと話題に流れました。

町長は、四月二十一日の養老町観光ボランティアガイドの発足の挨拶の中で、全面的にこの会に協力すると発言がありました。言葉だけなのか。観光ボランティアガイドに予約していただいた貴重なお客様がリピーターになっていただけるとするには、期間限定でもいいので、ちよつとした気遣いが必要であると考え、見解を求めたいと思います。

一つの案ですが、観光協会、地元有力企業、商工会等に協力を求めれば、賛同を得られると思いますが、どうでしょうか。

ちよつと今説明をさせていただきます。

これがメッセージ袋で、これがコースターでございます。これはライオンズクラブが昨年十一月に配り、それからこれは東海環状、養老インターの開通式に中日本高速道路株式会社から配られたものでございます。これがメッセージカードで、これがコースターです。

というようなことで、ぜひ町長の協力、賛同を得たいんですが、よろしく願います。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの田中議員の御質問につきまして、私のほうから一点目について御回答させていただきます。

交通安全協会の駐車場につきましては、観光客の立場からすると無料化されることが望ましいと考えますが、県からは、公園施設の管理許可は、そもそも制度上、毎年更新されるものとされているということでございますので、来年度以降についてはわからないと聞いておりますので、よろしく願います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 一点目の補足をさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございますので、私どもとしても関係機関に要望はしてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから二点目の観光ボランティアガイドについてでございますけれども、養老のことが大好きで、ボランティア精神に基づいて、我が町養老を大いにアピールしようという気持ちでお集まりをいただきました二十二名の皆さんによって組織をいただいております。また、会の発足後、早々、二組の団体の御案内をいただきました。まことにありがとうございました。

さて、議員のちよつとした気遣いについて、先日、観光ボランティアガイドの会の一部の方に伺いましたところ、ガイドを受けられた方には、養老にお越しいただいた記念に何か品物を用意することよりも、ボランティアの皆さんが笑顔で案内し、楽しんでお帰りいただければ、おもてなしとしては十分ではないかという

御意見もいただきましたので、このちよつとしたお礼について、今後はボランティアガイドの会の皆様と協議をして、そこで出された意見を参考にしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君の一番目の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。

再開時間は十時五十分といたします。傍聴者の皆様には、大会議室でのお茶を用意しておりますので御利用ください。議員の皆様は、議員控室にお集まりください。

（午前十時三十六分 休憩）  
（午前十時 五十分 再開）

○議長（大橋三男君） 休憩を解き、再開をいたします。

田中敏弘君、二番目の質問からお願いします。

○九番（田中敏弘君） それでは、二問目に入りたいと思います。

若者議会開催についてであります。

若者の声、意見を政策に反映しないと、持続可能性がない。若者は町にとって重要な資源。若者議会は若者自身の成長の場になつていてとして、若者が活躍する町を目指して、若者条例、若者議会条例を制定し、平成二十七年四月一日から施行している市があります。それは、愛知県の新城市であります。

新城市の市長の三期目の公約で、若者政策が掲げられたのがきっかけであります。最終的に決断されたのは、新城市が主催する市民まちづくり集会にて、大学生が進行を務めたワークショップを市長が見たのが最大要因であるとしています。ワークショップの中でSNSを活用する大学生を見て、大人にはない若者の力に触れたといいます。

多くの若者が思いや意見を伝える機会を確保し、さまざまな場

面でこれらを反映する仕組みを新たに作ることも、若者もみずから考え、その責任のもと、主体的に行動することにより、若者が活躍するまちの形成を目指すことで、真に市民が主役となるまちと世代のリレーができるまちを実現するために、ここにこの条例を制定するとうたわれ、若者議会を設置され、取り組んでおられます。

若者議会は、委員二十名以内で組織され、市長が委嘱し、市内に在住、在学または在勤する若者であつて、おおむね十六歳から二十九歳までの者、そして市長が必要と認める者とし、任期は一年として、政策事業費一千万円の予算の使い道を決めています。

さらに、子ども議会も五年ほど前から開催されていることとございます。

また、富山県滑川市の市議会が、議会傍聴の啓発ポスターを市内中学生に作成依頼されております。開かれた議会の実践、有権者・主権者教育の推進、議会の傍聴者の増加に向けての取り組みであります。

ポスター作成は、平成二十八年十二月定例会より実施され、平成二十九年九月定例会までは美術部の生徒にお願いされてきましたが、平成二十九年十二月定例会以降は、市内中学生に作品募集し、優秀な作品をポスターとして市役所等の公共施設、鉄道の駅、市内の商業施設に掲示し、使用されています。結果としては、ポスター作成者、保護者等、議会に関心が高まり、議会傍聴者は増加傾向にあるとのことでもあります。

また、以前から、子どもサミットと銘打って、小学校六年生と中学生から成るメンバーで、行政、議会に関する学習の場として二十六回開催されております。

こうしたことにより、若い人の議会に対する関心を高め、有権

者・主権者教育にもなり、投票率向上にもつながっていくのではと思います。

このような先進事例があることをお示ししながら、本題に入ります。

昨年十二月六日、第一回養老町子ども議会を開催されました。並河教育長は総括で、養老改元一三〇〇年という記念すべき年に第一回子ども議会を開催することができ、大変うれしい。平成二十七年十二月定例会で、議員よりふるさとテキストの作成はと主権者教育はの質問をいただき、郷土に誇りと愛着を持ち、育ってほしいという願いで、今年度、ふるさと養老テキストを作成しました。また、養老町の魅力を改めて確認できた、養老町がもつと好きになったという生徒の感想を聞き、目的が達成できたと感じた。来年以降も継続していき、今後ふるさと養老を学び、地域の活動に積極的に参加し、前向きな提案活動をしていただきたいと締めくくられました。

私も、子ども議会の議員として出席された生徒の感想文を読ませていただきました。一部紹介させていただきますと、小学生や高校生も呼んではどうか。貴重な体験をさせていただいた。今後もずっと活発的に続けてもらいたい。今回のような大人と話し合える場をつくり、広めていくことが大切。そして、自分たちが養老町の担い手であるという意識が一人一人持てるように、私たちを中心に広めていき、中学生でもできることをどんどんやっていって、中学生が動く養老町にしていきたいと思う。僕たちのような若者がどんどん政治に参加して、養老町をよりよくする活動をしていかないといけない。来年は自分たちが子ども議会をやるので楽しみ。中学生らしい提案をしていきたい等々、どの生徒の感想でも、子ども議会に対して積極的に取り組んできた、取り組

んでいきたい姿勢がありありとかがえて、意を強くしているところがあります。

私は、平成二十七年十二月の定例会で、主権者教育について一般質問をいたしました。そのときの回答としては、準備を進めておりますとのこと、子ども議会開催の時期については触れられておりませんが、以来、二年後に実現したわけですが、子ども議会開催により多大な収穫があったと私自身も感じているところがあります。

本年三月、予算特別委員会で教育長は、子ども議会の開催について、十一月二十八日に開催を予定しているとの報告を受けました。大変結構なことであり、全面的に協力・支援していきたいと思っておりますが、そこで今回提案させていただくのが若者議会開催であります。

ただいまは、新城市、滑川市の先進事例を紹介いたしました、養老町独自の若者議会開催について、見解を求めたいと思います。一点目としまして、昨年開催された子ども議会を、議員対象を拡大し、高校生と中学生合同の若者議会開催であります。すなわち、高田中、東部中、大垣養老高校の三校合同での開催を求めますが、見解を求めます。

二点目として、もう少し輪を広めて、対象年齢を新城市のように十六歳から二十九歳の年齢層で構成された若者議会とする。資格対象者は、町内在住者、在学者、在勤者とする。厚労省の若年者雇用の定義では、青年層に相当する若年者は十五歳から三十四歳としておりますが、年齢は養老モデルで決めればよいと思います。

このように若者が町政にかかわっていくことにより、養老町に愛着を持ち、若者が活躍する町、自分たちが町を支えていく気持ち

ちの高揚、将来的に定住促進につながっていく、人口減少対策にも寄与していくものと思い、見解を求めます。

三点目として、子ども議会を開催され、生徒たちも、町政、議会に対し関心が高まりました。そこで、議会傍聴啓発ポスターを町内中学生に作成依頼の考えはどうか。

この件に関しましては、六月一日、議会改革特別委員会として、委員長、副委員長が教育長に申し入れをしているところでございます。

以上、最初の質問とします。

○議長（大橋三男君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） それでは、田中議員の質問に答えさせていただきます。

私のほうからは、一番目と三番目、一番目、子ども議会を拡大して高校生も議員にしてはどうかということと、議会傍聴啓発ポスターについて答えさせていただきます。

まず、一点目についてです。

昨年、今、議員さんのお話がありましたように、十二月六日に子ども議会を開催しました。その場でまとめでお話ししましたように、教育委員会でもかねてから考えていたことではありましたが、議員様方からのふるさと教育についてとか主権者教育についての質問をいただいたことを機に、ふるさと教育と主権者教育の実践の場として子ども議会を開催いたしました。校長先生方や先生方、それから役場の部課長や職員の協力を得て、何とか初めて昨年十二月に養老町で開催することができました。

子ども議会といえば、一般的には、多くの場合、行政への要望が中心ですが、養老町では子ども議会の狙いを、小・中学校で九年間行うふるさと養老学習の出口として、一人一人が養老町のよ

さを知り、養老町のために何ができるのかを考え、行動に結びつけること、この活動を通して町政への参画意識を高めることと考えました。これからの社会で特に大切になってくる、主体的に考え、みずから行動できる力の育成をと考えました。一回目ではありましたが、今お話にありましたように、その狙いの達成に少し近づくことができたというふうに考えております。

田中議員の提案の趣旨はわかるのですが、子ども議会が始まったばかりですので、狙いや思いをしっかりと教職員や生徒の中に定着させていきたいというふうに考えておりますので、今のところ、高校生との合同の議会につきましては、今後の検討課題としていきたいというふうに思っております。

続けて、三番目の議会傍聴啓発ポスターについて、続けて回答させていただきます。

高田中学校では、美術の授業ではポスターというのを取り扱っておりません。

東部中学校では、二年生が養老町をアピールするポスターを現在制作しております。一・三年生では、ポスターについては授業では取り扱っておりません。

また、両中学校には、東部中学校に美術部、高田中学校に創作部というのがありまして、その部の生徒に制作を呼びかけることは可能であるというふうに考えております。

ポスターについては、夏休みの課題に出品作品の課題があるんですけど、その課題に福祉のポスターとか人権のポスター、それから明るい選挙啓発のポスターといったポスターの募集を行っています。その一つとして募集することも考えられますので、議会で議会傍聴啓発ポスター応募要項を作成していただければ、学校の対応も可能であるというふうに考えます。

夏休みが迫っており、早急にその応募要項を出していただければと。これは、各校の美術科の教員に確認した事項でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは、二点目の対象者を拡大するということでお答えをさせていただきたいと思っております。

もう少し輪を広めて、対象年齢を十六歳から二十九歳の年齢層で構成された若者議会とする。議員資格対象者は、町内在住者、在学者、勤務者とするということで御質問をいただいております。

町では、平成二十九年十二月に、先ほどもお答えしましたけれども、子ども議会を開催して、ふるさと養老のまちづくりにかかわる取り組みとして、町内の中学生に、夏休みに調査・研修を行っていたとき、その後、各学級・学年で成果を報告し、学校として提言をまとめ、子ども議会へ参加していただきました。将来に向かってまちづくりの担い手となっていく自覚を持ち、町への思いを語る提言活動を通して、意欲の向上に役立ったと感じております。

これに対して、提案いただいた若者議会は、高校生、大学生や二十歳代の若者で構成するようなもので、さらに経験を積み、自立へと向かう世代かと思えます。このような若者は、町の原動力であり、思いを提言するだけでなく、みずから実行する力まで持ち合わせております。そのため、自分で手を挙げ、企画した自主的な行動でなければ、事業を継続的に実施し、町民主役となることはできません。

質問の中で例を挙げられた愛知県新城市の若者条例の制定も、大学生が進行を務めた市民まちづくり集会というきっかけがあり、そこで起きた一つのムーブメントと言えます。

養老町においても、最上位計画である養老町第五次総合計画後期基本計画の策定時には、町民アンケートはもちろんのこと、町民の方々の自由な意見を聞くため、まちづくりワールド・カフェを開催し、多くの若者の意見を直接聞いております。このような取り組みは、現在進めている（仮称）養老町まちづくりビジョン策定の際にも実施する予定であり、まさに若者のアイデアが次の世代へとリレーされる仕組みとなっております。

十年先の未来を描くまちづくりビジョンでは、町民の意識改革にも挑戦し、若者の活躍の場を生み出し、定住促進につなげていきたいと考えております。

町として、現在、多くの審議会などに公募委員を設けており、みずから手を挙げられた方の思いの詰まった意見を聴取しております。そのような場に若者が多く参加していただけるよう、今後委員の募集や広報活動を工夫しながら進め、その中で沸き上がった若者の企画提案には、行政として積極的に協力し、町政へ反映できるように努めてまいりたいと思っております。

また、若者議会につきましては、子ども議会が昨年に第一回目が開催されたばかりでございますので、議員の提案も踏まえ、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ただいま教育長の回答の中で、応募要項を作成すればというようなことで、前向きの体制であるなあといったことで、我々議会改革特別委員会でも早急に対応していきたいなああと、このように思い、実現の暁にはよろしくお願いいたしますと思っております。

次に、先進事例を少し紹介させていただきますと、山形県の遊

佐町というところが少年議会をやっております。若者議会、少年議会、たくさん全国で事例があるわけですが、山形県の遊佐町は平成十五年から少年議会として取り組んでおられます。

始まったきっかけは、自治体国際化協会の冊子の中で、イギリスのある地方都市の若者議会の記事を読まれて、青年市長・区長の記事を担当職員が読み、それを町長に話したところ、おもしろい、導入しようとなって、始まったとのことでありました。町長が現地視察してからの取り組みでなく、職員の提言から即断・即決、まさに町長の勇断であったとのことでございます。

遊佐町のシステムは、町内の中高校生から少年町長と少年議員十名が選挙で選ばれ、二元代表制で、少年議会としては四十五万円の独立予算がありまして、これに基づく政策提案と有権者のアンケートから昇華した町への政策要望の二本立てになっております。詳細は時間がないので触れませんが、教科書では学べないまちづくりのやりがいを感じる場になっていると、このように思っております。

再質の質問は先ほど回答が出ましたので、二点目の、町ホームページで養老町長とのふれあいトークの希望者募集をしておりますが、過去三年間の実績はどうなのか。また、トークによる政策に反映した件数、事案はあったのか、お尋ねをいたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 養老町長とのふれあいトークというのは、養老町長とのふれあいトーク実施要領に基づいたふれあいトークについてでございますけれども、過去三年間の実績はございませぬけれども、少人数等の理由により要件に合致しないケースも多々あります。このようなケースにつきましても、会合に出席し、御意見を伺っております。要領に基づかないふれあいトークはた

くさん行っておるわけでございますけれども、要領に縛られるというようなことで、なかなか申請をしていただけないというのが現実でございます。

ふれあいトークの対象となるグループ等は、常時活動している団体だけではなくて、テーマに沿って意見交換を行うことができる集団を想定しているということでございます。若年層の団体を含め、対象となるグループ等は把握していないというのが現状でございます。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 実績はないということで、結論的に言いますと、非常に残念というか情けない思いで、やはり町の姿勢ではなくて、我々の議会といたしましても、改革特別委員会で議会報告会を行っておりますが、なかなか事前に積極的な団体ということもございませんので、ある程度目標団体と交渉して開催しております。ということ、こちらから行動する活動という形で、ぜひ積極的姿勢を求め、この現状がいいのか、改良すべきか、そういうことが必要ではないかなあと、このように思っております。最後に一つ、ちょっと特異なケースを紹介して終わりたいと思っておりますが、福井県の鯖江市にJK課というものがあります。JK課というと、女子高校生ということの略語でございます。ここは先進事例でいろいろ施策をやっておられます。これまで市役所や公共サービスに直接かわることの少なかった市民である地元の子供たちが主役で、柔軟な視点で自分たちのまちを楽しみ、おもしろくしていくための新しい企画やアイデアを形にしていくと鯖江市が発足させ、平成二十七年から活動されておるそうです。

具体的な事案は、ちょっと私も調査不足でわかりませんが、最後に、新城市も遊佐町も首長が強いリーダーシップのもと政策実行されていることであります。こういった先進事例を参考に、慣例にとらわれることなく、新しいアイデアが職員の皆さんからどんどん提案で出てくる風通しのよい組織となるように、町長を初め、本日御列席の町幹部の皆さんに申し上げ、質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、九番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 次に、七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、二項目について一般質問をさせていただきます。

一項目め、養老改元一三〇〇年祭の成果の継承、ネクスト百プロジェクト事業と今後の展開について、お伺いいたします。

二〇一七年は、奈良時代の女帝、元正天皇の養老行幸から千三百年の節目の年であり、我が町養老が今まで以上に交流人口の拡大、地域活性化に向けた起爆剤として、この養老改元一三〇〇年祭を企画・実行されたことは、まことに意義深いものと受けとめております。いろいろな御意見があるかとは思われますが、総じて肯定的な評価であったと私自身は受けとめております。

本年は、養老改元一三〇〇年祭より成果をさらに発展させるべく、チャレンジをテーマに、次の百年先未来に向けて踏み出す新たな養老のスタート、一三〇一年の年であります。

町長は、施政方針の中で、第五次総合計画後期基本計画では重点プログラムとして二つの柱を掲げておられます。

一つの柱である養老改元一三〇〇年祭本祭事業に関しましては、

評価・検証を取りまとめられ、新年度においては、ネクスト百プロジェクト事業を新たに立ち上げ、本町の基幹産業である食肉産業をPRし、県内外からの集客効果が高まること肉まつり養老及び本町の伝統文化を振り返り、地域活性化にもつながる養老改元フェスタの両事業をブラッシュアップし、開催しますと述べられておられます。

養老改元一三〇〇年祭本祭の総括と今後の展望について、総務部企画政策課養老改元一三〇〇推進室に、このように冊子としてまとめられております。集客数、経済波及効果、広報効果のいずれもプラスとなったとの担当セクションによる総括もされております。

今後においては、これらの成果をどのように継承、発展させていくか。多額の費用を投入しているのですから、単なる一過性のイベントに終わらせないことが重要な視点となってくるものと考えております。

私は、平成二十九年十二月議会に、中間評価の段階ではありましたが、今後の町のイベントのあり方と平成三十年度の予算編成時期でありましたので、あえて質問をさせていただきました。そして三月、予算特別委員会の折には、年度初めはおのの各種団体行事計画案を示されるので、実行委員会を早急に立ち上げていただき、日時の設定、事業の方向、内容を提示していただきたいと要望した記憶がございます。それに対し、町からは、一過性にはしない。検証結果を踏まえ検討したいが、人が多く集まり、にぎわいが出た一方、交通渋滞が頻繁に起きたということもあつたので、イベントの場所も各種団体の意見を聞きながら十分に検証して実行していきたいと考えているとの回答でした。

また、平成三十年度当初予算では、養老改元一三〇〇年祭の成

果を継承するための事業として、ネクスト百プロジェクト事業が企画され、まるごと肉まつりに二千百万円、養老改元フェスタに一千万円の予算計上がされており、まさに時宜を得たものと思うところですので、大いに期待しております。

イベントは、適切な時期に適切な方法で実施することが求められます。費用対効果を検証しつつ最大限の効果を求める視点が大切なことは、言うまでもありません。今回は、その進捗状況についてお伺いします。

新年度も六月に入り、各種事業の計画も本格化していると思われ、そこで三点について、現段階における進捗状況及び町長の見解をお伺いいたします。

一点目、イベントの体制について。まるごと肉まつり養老・養老改元フェスタ実行委員会は既に立ち上がっていると聞き及んでおりますが、どのような構成メンバーでしょうか。地元参加型の構成になっているでしょうか。一三〇〇年祭で蓄積した地元の思い、情熱を反映する組織となっていますか。

二点目、イベントの時期はいつごろを予定されているのか。開催時期とそれを決めた根拠を知らせてください。

三点目、イベントの内容はどのような方法、内容を考えておられるのでしょうか。

三点について、明確な御答弁をお伺いいたします。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） 失礼します。

ただいまの早崎議員の御質問につきましては、事業の内容についてでありましたので、私のほうから御回答させていただきます。

昨年実施しました養老改元一三〇〇年祭事業につきましては、議員御発言のとおり、本年三月の養老改元一三〇〇年祭実行委員

会において総括を行った後、議会に対しましても全員協議会で御報告したとおりでございます。

その中にもございましたが、事業を一過性のイベントに終わらせることのないよう、次の百年を見据え、新たにネクスト百プロジェクト事業を立ち上げ、実施してまいりたいと考えております。今年度は、事業の初年度として、町の基幹産業である食肉産業を活用し、県内外から人が集まり、商工業の振興や観光業の活性化にもつながるまるごと肉まつり養老、及び以前開催していた産業フェスタのような出店や出演に多くの町民が参加する養老改元フェスタの二つをブラッシュアップして、開催してまいりたいと考えております。

事業の実施に当たっては、養老改元一三〇〇年祭と同様に、各種団体の代表者から成る実行委員会を組織し進めることといたしまして、先月三十日にネクスト百プロジェクト実行委員会の設立総会、第一回委員会を開催したところでございます。

委員会の構成メンバーは、町のほか、町議会、町区長連絡協議会、町商工会、西美濃農業協同組合、町観光協会、町食品衛生協会、養老食肉事業協同組合、西濃食肉組合、養老警察署、養老公園事務所、それから養老鉄道株式会社の各代表及び公募委員が若干名でございます。

なお、議員の御発言にもございましたが、町民の皆さんの御意見もいただきながら企画・運営できるように公募委員枠を設けており、現在、広報紙及び町のホームページにて募集しているところでございます。

次に、二点目のイベントの開催時期につきましては、ネクスト百プロジェクト実行委員会第一回委員会において、まるごと肉まつり養老は十月二十日土曜日、二十一日日曜日、養老改元フェス

夕は十一月十日土曜日、十一日曜日と決定いたしました。

まるごと肉まつり養老は、会場を養老公園とし、主に町外からも多くの方に御来場いただくことを想定するもので、養老公園内でのイベントの開催日はもとより、紅葉の時期や、食品を扱う観点から食中毒が起りやすい時期を外すことのほか、県及び他市町のイベントなどを勘案し、決定いたしました。

また、養老改元フェスタは、会場を町総合体育館及び中央公園多目的広場とし、まるごと肉まつり養老と同様に、県及び他市町のイベントのほか、過去に行われた産業フェスタが例年十一月の第二週に開催されていたことなどを勘案し、決定いたしました。

次に、三点目のイベントの内容についてでございますが、まるごと肉まつり養老は、昨年度に実施したような形を考慮しておりますが、肉が主役の料理を提供し、御来場いただいた方に満足していただけるよう実施してまいりたいと考えております。

また、養老改元フェスタは、実行委員会の構成団体が中心となって、町内から広く参加者を募り、町民参加型のイベントにしてまいりたいと考えておりますが、いずれも実行委員会を立ち上げたばかりであり、詳細な内容については、今後、同委員会で議論して決めていく予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） ネクスト百プロジェクト事業については実行委員会で、まるごと肉まつり養老は十月二十日、二十一日、養老改元フェスタは十一月十日、十一日に開催されることに決まったとのことで、適切な時期に計画されたと思われました。また、特に養老改元フェスタは、町内から広く参加者を募り、町民が参

加する町民向けのイベントとして実施すること、多くの町民の皆さんの意見が反映されたと感じております。

そこで、先ほどの答弁を受け、次の三点について再質問をさせていただきます。

一点目、実行委員会の町民公募委員を募集されているとのことでしたが、現時点の応募状況はどのようになっていきますか。また、公募委員として選考された方は、第一回目の実行委員会からではなく、二回目の実行委員会からの出席となる理由をお伺いします。二点目、まるごと肉まつり養老は、昨年度に実施したような形と考慮おられるとの答弁でありました。昨年度は二千五百万円ほどの経費がかかっていますが、その内訳をお願いします。

三点目、両事業の町内外へのPRは、いつ、どのような方法で実施されますか。

以上三点についてお伺いいたします。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの

早崎議員の再質問にお答えいたします。

まず一点目の公募委員の応募状況につきましては、きのうまでの応募者は一名でございます。問い合わせもいただいておりますが、公募期限は今週末でございますので、意欲のある方の御応募をぜひともお願いしたいと思います。

また、公募委員の出席が第二回目からとなる理由についてでございますが、開催日及び関係者との調整が若干おくれたものの、事業スケジュールを考えた場合、可能な限り早期に第一回実行委員会を開催する必要があったこと、また事業に広く町民の意見を反映させたい思いから、なるべく長く募集をさせていただきたいという観点から、第一回目からの公募委員の委員会出席を見送り、

第二回目からの出席とさせていただきますので、お願いいたします。

次に、二点目の昨年度開催したまるごと肉まつり養老の支出の主なものとしたしましては、会場の設営関係、プレハブ、テント、看板等の設置のほか、電気、水道、ガス設備などが約一千九百万でございます。また、広報関係が約三百三十万、鉄道利用者へのノベルティー購入関係が約九十万、警備・誘導関係が約五十万などでございます。

次に、三点目のイベントの周知方法につきましては、今後、実行委員会と協議することになりますが、適切な時期に効率的・効果的に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 最後に要望でございますが、先ほど詳細をいろいろ御説明いただきました、ありがとうございます。実行委員会において早目に事業の計画を立て、住民の目につきやすい媒体に効果的に広報していただくことが大切でありますし、費用対効果を再度評価・検証して議論していただくネクスト百プロジェクト実行委員会は重要な位置づけであり、町の財政状況を勘案しながら各事業の行事等を実施いただくようお願いし、一項目の質問を終わります。

続きまして、二項目めの高齢者の技能発揮・支援についてお伺いいたします。

日本全体の人口減少、それが及ぼす影響は多岐にわたり、社会全体の将来を左右する大問題となっております。

養老町でも少子・高齢化対策は喫緊の課題となっております。

この町の将来を考えると、高齢者の自立が大きな課題であることは多言を要しません。人生七十歳現役、現実味を持って語られる時代です。このような中であって、養老町シルバー人材センターの存在は必要不可欠であり、今後もその展開が期待されております。

シルバー人材センターとは、高齢者の知識や経験を生かす、生き生きとした生活を楽しむ、すなわち働く機会を得たい、社会に役立つ仕事をしたいなど、健康で働く意欲がある高齢者の方にふさわしい仕事を、家庭、企業、公共団体から引き受け、会員に提供する都道府県知事許可の公益法人であることは、言うまでもありません。

シルバー人材センターでは、全国各地で約八十万人も会員が働いております。

シルバー人材センターの現在の登録人数、年齢構成。高齢化進展の中で、傾向として増減をどのように受けとめ、受注件数とその内容、年次別の近年の受注件数と受注内容、最近の傾向は。発注者側と受注者側のミスマッチはどうか。また、家庭や事業所からの仕事の依頼もあり、各分野で仕事を受けておられますし、公共団体である行政も利用側として、活動状況の中で町行政との打ち合わせなどを行って、全て把握しておられるとは思いますが、町でもいろいろ問題を提起されている空き家・空き地の管理から空き家見守りサービスなどの作業にもかかわっておられ、今後の事業拡大に期待を込めつつ、高齢者の活用と支援についての見解を求めます。

シルバー人材センターに対する行政側の対応について。

人口の高齢化が避けられない課題であることは、言わずもがなであります。高齢者福祉の観点から、行政としてシルバー人材セ

ンターを今後どのように支援するのか、お考えを聞かせてください。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの二点目の早崎議員の質問につきましては、養老町シルバー人材センターの現状等についての御質問ですので、私のほうから回答させていただきます。

シルバー人材センターは、定年退職者や高齢退職者の希望に応じ、家庭、企業、公共団体から依頼される臨時的かつ短期的な業務や厚生労働大臣が定める軽易な業務について、組織的に提供し、就業の機会確保と、これらの方の能力の積極的な活用と援助を図ることを目的に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定されております。

任意団体であります養老町シルバー人材センターは、岐阜県の指定を受けた公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会に登録することにより、その活動拠点として、都道府県が行う高齢社会対策との円滑な連携のもと、シルバー人材センター事業を展開しております。また、当団体につきましては、定款に規定する総会・理事会により、自主的な運営が図られております。

当町のシルバー人材センターの現状につきまして、シルバー人材の事務局に確認しましたところ、会員登録者数は、五月三十一日現在、二百二十九名、うち男性が百四十六名、女性が八十三名となっております。会員の年齢構成につきましては、六十四歳以下の方が十三名、六十五歳から六十九歳の方が七十七名、七十歳以上の方が百三十九名となっております。

また、ここ三年間の受注件数につきましては、平成二十七年が九百五件、平成二十八年度が八百六十三件、平成二十九年度が

七百七十四件となっております。

昨年、平成二十九年度の主な受注内容と件数は、請負業務について、屋内外の清掃、除草作業が四百十二件、樹木の剪定・伐採等が二百九十四件となっております。また、派遣業務については、運搬、包装、清掃等の作業が十六件となっております。

御質問につきまして、当町の公共事業の発注については、資源ごみの分別回収業務、粗大ごみ収集業務、町有地清掃業務、公用車管理業務、賞状筆耕等の業務を依頼しており、今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。

養老町シルバー人材センターは、高齢化社会に向け、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織として、地域に必要不可欠であり、安定した運営に向け、引き続き補助金の適正な執行にも努めてまいります。

また、全国シルバー人材センター事業協会や岐阜県シルバー人材センター連合会の各段階より、普及・啓発事業、また業務に従事する者に対する研修、業務指導、また情報や資料の提供事業が行われておりますが、当町におきましても、会員確保に向け、広報、ホームページを通じて一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔七番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 再質問させていただきます。

ただいま各年度の受注件数を述べられましたのが、個人、企業、公共別の件数と役場からの発注金額をお知らせください。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいま申しました平成二十七年は、全九百五件うち、個人とい

ますか一般家庭からの受注が六百五十八件、企業が百七十二件、公共が七十五件。また、平成二十八年度は、全体八百六十三件のうち、個人・一般家庭からが六百三件、企業が百八十八件、公共が七十二件。また、昨年、平成二十九年度は、全体で七百七十四件のうち、個人が五百六十件、企業が百四十六件、公共が六十八件となっております。

また、養老町からの発注金額につきましては、平成二十七年度が二千三百八十二万九千六百六十七円、平成二十八年度が二千四百五十四万二千六百九十六円、平成二十九年度が二千四百一十八千二百八十八円となっております。以上です。

〔七番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） ただいまの説明により、養老町シルバー人材センターへ養老町からの多くの仕事が依頼され、委託料が支払われていることがわかりました。

町民憲章にありますように、高齢者が各自の技能を發揮して、養老町でお年寄りが心豊かに暮らせるよう、引き続き行政によりシルバー人材センターへの支援をしていただきたいことをお願いして、一般質問内容を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で七番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は一時ごろを予定しておりますが、後で放送でお知らせをいたします。

（午前十一時四十三分 休憩）

（午後 一時 〇五分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、皆さんおそろいでございますので、休憩を解き、再開をいたします。

次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） ただいま議長より指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は三つの項目について質問を行います。

県の新しい食肉幹市場が養老町にできると決まったのが、平成二十六年四月です。この決定から既に四年が経過しています。私が以前の平成二十七年六月議会の一般質問の中でお聞きしたときには、事業主体の設立に向け進んでいるという回答でした。あの時点からでも三年が経過しています。現在に至っても建設はるか、建設予定地の公表すらありません。町民の中からは、本当に養老に建設できるのかといった声も聞こえ始めています。

まず一点目、現在の進捗状況の詳細を明瞭かつ簡潔にお答えください。

次に、H A C C Pとの関連についてお聞きします。

H A C C Pとは、食中毒等の危険を除去し、食品の安全を確保するための国際基準にのっとった食品衛生管理システムのことで、世界的に導入が進められており、日本でも義務化されることで厚生労働省より発表されています。

現在利用している町の食肉処理場では、現在の安全基準に基づき運用されていますが、H A C C Pの義務化が適用されると、今ある町の施設の利用は困難になります。追加で施設を改修すれば使用は可能ではありますが、現在の老朽化した施設への大規模な投資は現実的ではありません。

このH A C C Pに関する法案は、つい先日、今月の六月十三日に公布されました。これにより二年ほどの猶予期間を経て、H A

CCPシステムでの衛生管理が義務づけられることとなります。

当然町執行部においても、このあたりのことは念頭に置いて計画を進めていることだろうと存じます。つまり、実質残り二年以内で建設し終わらなければならないということになります。このように建設にHACCPの義務化が開始されるまでという実質上の期限があるわけですが、このことについての考えをお聞きします。

三点目、いまだに公表されない建設予定地についてお尋ねします。

候補地が四カ所あるとか、五カ所あるだとか、既に決定しているですとか、具体的な地名を上げてのうわさ話が聞こえてきます。うわさ話ばかりが先行しているわけですが、さきに述べたように、実質的な建設期限が迫っている中で、現時点において、実際のところ建設予定地についてはどうなっているのか、お答えください。以上の三点について回答を求めます。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） ただいまの岩永議員の御質問の一点目と二点目につきまして、事務的な内容でございますので、担当課のほうから御回答させていただきますと思います。よろしくお願いたします。

新食肉処理場の建設につきましては、平成二十五年の岐阜県新食肉基幹市場整備準備委員会において、岐阜市、関市、養老町の食肉処理施設を一カ所に統合するものとし、新たに建設する施設は市場機能を有した食肉処理施設で、施設の設置場所は養老町地内用地とする整備方針が仮決定され、平成二十六年四月には、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会——以下、協議会と言わせていただきますが——において、この整備方針が正式に決定され、

その後、新施設の事業主体の決定や建設費に係る負担割合について協議してまいりましたところでございます。

このうち新施設の事業主体につきまして、ことし四月に同協議会から株式会社岐阜県畜産公社に対し、新施設建設の事業主体となることについての依頼文を提出したところ、先月、五月でございますが、同公社より新施設の事業主体として準備を進めるとの回答がもたらされ、新施設建設に係る事業主体については、ひとまず一定のめどが立ったところでございます。

しかしながら、建設費に係る負担割合については、引き続き県内で協議を行っておりますが、県内自治体間において理解を得られていない部分もあり、合意形成には時間を要する見込みになっているというのが今の進捗状況でございます。

次に、二点目、建設時期、HACCPとの関連についての考えでございますが、HACCPとは、今議員がおっしゃっていたいただきましたように、我が国の食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、原則として全ての食品等事業者が原料の入荷から製造、出荷までの全工程において、危害要因を除去低減させるために、特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理法のことで、国においても、さきの国会において食品衛生法等の一部を改正する法律案についての審議が行われ、可決成立いたしましたところでございます。

また、この法律の施行は、公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、おおむね東京オリンピックの開催までには、全ての食品等事業者においてHACCPによる衛生管理が義務づけられることになるものですが、その制度の導入に当たり、国は事業者向けの手引書やリーフレットなどにより周知を図っている段階でございます。

さらに今後、省令の改正等が控えており、具体的な体制整備については不透明な部分もございますことから、全ての食品等事業者がHACCPに対応できるようになるまでには、まだまだ時間がかかるものと考えております。

こうしたことから、現時点におきましては、現有施設である現在の食肉事業センターにつきまして、HACCPに対応するための必要な施設改修や機械導入の予定はなく、現施設に新たな投資をする考えはございません。

施設建設に係る事業主体が決定されたこともありまして、町としても、可能な限り施設用地の選定や確保に向けた取り組みを加速させたいというふうに考えております。

三番目の建設場所につきましては、町長のほうから御答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 建設場所については、私のほうから回答をさせていただきます。

新食肉市場の建設場所につきましては、町において事業主体の決定や建設費の負担割合に関する協議と並行し、これまでも新施設建設に係る基本構想の策定や候補地選定のための用地調査などを進めてまいりました。

建設候補地の選定に当たっては、岐阜県屠畜場法施行細則を初めとした関係法令の適用はもとより、統合する三施設の利用状況などを踏まえ、施設の運用面や拡張性、維持管理がしやすい平面の施設を想定し、候補地の絞り込みを行っているところでございます。

いずれの候補地についても土地取得費や造成費、周辺環境に与える影響など、さまざまな観点から分析をしつつ選定を行っております。

りますが、それぞれにメリット・デメリットがあり、最終的な施設の建設場所の決定に至っていない状況でございます。

昨年十月の東海環状自動車道、養老インターチェンジの開通や来週に控える名神高速道路、養老サービスマーケットインターチェンジなどもあり、町内の道路環境等も大きく変化していることから、こうしたことも踏まえて、町の振興に最も寄与する候補地を一日も早く選定してまいりたいと存じます。よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔二番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

一步前進、半歩ほど少し前進したのかなという状況ですけれども、基本的な詳細部分については、いまだ検討中ということがあります。場所が決まらなければ、建設予定地ですね。基本的にはなかなか話というのは進みにくいんじゃないのかなというのが、まず最初に思うところです。県の主導する事業ですので、町が単独で決められないことが多いのも理解しております。しかし、建設予定地に関しては、町が独自に決められる、そういったことだと認識しております。

そもそも複数あった候補の市町の中から養老町に決まった、これも一番最初に行われたことです。全く同じで町内にどこにするのかなどという話は、普通、一番最初に決めるべき事項です。この建設予定地の選定すらいまだにできていないのだとすれば、これは怠慢と言わざるを得ません。話が進まないというのもうなずける話です。

いま一度確認します。建設予定地の選定について、どのように進められているのか。

次に、現時点での候補地及び今後の候補地決定までのスケジュールについてお答えください。

もう一つ、これは大変深刻で重要なことなのですが、HACC Pの義務化までに新食肉基幹市場の建設が間に合わない場合には、予定にはないと先ほど答弁されましたが、現在の施設をHACC P対応に改修する必要も生じるだろうと考えます。このあたりについて、もう少し踏み込んでお答えください。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、自席で答弁。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

建設予定地の選定についてどのように進めるかということですが、建設予定地の選定につきましては、当初、町内全域から法規制により建設が難しい地域を除外し、一定規模の平場が確保でき、場内の処理水の排水先の確保が比較的容易と考えられ、周辺環境にも影響の少ないエリアを選定しました。

さらに候補地の状況、候補地及び周辺地域の規制関係、周辺の土地利用状況や周辺道路状況等及び施設整備の経済性などについて定性評価を行った後、最適な候補地を客観的に選定するため、各評価項目を数値化した上でスクリーニングを行い、結果的に町内において複数力所にまで絞り込みを行いました。

また、用地取得や造成等に係る経費等の面からの検証も行いながら比較検討してまいりましたが、現在、最終的な候補地の決定に向けて、おのおの候補地について一つ一つの条件に適合しているかどうか、内部的に検証作業を進めている段階でございます。次に、候補地及び今後の決定までのスケジュールについてということですが、候補地につきましても、先ほどもお答えさせていただきように、おのおの候補地の検証作業を行

った後、新施設の候補地を決定してまいります。

その後のスケジュールにつきましては、最終候補地が農地である場合には農振除外が必要になるほか、屠畜場は都市計画施設であることから都市計画決定を必要とし、さらには環境影響評価、（環境アセスメント）の実施など、それぞれの法律の定めに基づき手続を進めていかなければなりません。

こうしたことから、可能な限り速やかに候補地選定の作業を終わらせ、法定の手続等も適正に済ませ、一日も早く新施設用地を確保したいと考えております。

それから三点目、もし今の施設に対してHACC Pの対応ということですが、先ほど申し上げましたように、HACC Pについては、何分にも法律が成立したばかりでございますので、具体的な体制整備につきまして、不透明な部分が多いことがありますので、その対応のために、現施設に対し必要な施設改修や機械導入の予定はなく、新たな投資をする考えはございません。今後は、新しい岐阜県食肉基幹市場の施設建設が控えておりますから、現施設に対するHACC P対応は、経費がなるべくかからないように、国や県の指導を仰ぎながら必要最小限の対応を検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔二番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 三回目の質疑です。

改めて言う必要ありませんが、食肉は養老町の主要産業の一つです。新食肉基幹市場が養老にできるということは、この町の主要産業を支える体制として最高の条件です。

一方で、建設から四十年近くが経過し、老朽化が著しい現施設を新施設の建設までもたせるといふ課題もあります。処理施設の

空白期間をつくるわけにはいきませんので、H A C C Pの件は、新施設建設が長引けば、先ほどお聞きしたように老朽化した現施設の改修という新たな町の負担を生みます。町執行においては、期限があるのだということに念頭に置いたスケジュール管理を行っていただき、県を含めた関係市町を引っ張っていくつもりで取り組む必要があります。そして町の主要産業の育成、成長をしっかりと担っていただきたいのです。

本当は複数まで絞られた候補地を聞きたいのですけれども、ここで聞いてもお答えいただけないことが予想されますので、九月に予定されております決算特別委員会、ここで資料を拝見させていただきますかと思えます。

最後に、このことを述べてこの質問を終わらせていただきます。次の質問に入らせていただきます。

先ほどの質問にも関連しますが、県の新食肉基幹市場が養老町にできることが決定しています。焼き肉の町と言えば養老というのは近隣市町にとどまらず、東海地方を飛び越えて全国にも響き渡るようになっていきます。このことは昨年のまるごと肉まつりにおいて、全国各地から想定以上の来場者があり、開催場所である養老公園の近隣道路が養老町史上、類を見ない大渋滞を起こしたり、養老鉄道の養老駅が臨時の改札所を開設したりしたことからもわかります。

この町が肉で盛り上がっているタイミングと、新食肉基幹市場ができるという二重の機会を捉えて、養老の新ブランド牛の創設を提案いたします。

ブランド牛とは、全国に二百種類以上あると言われており、余り知られてはいませんが、ブランド化するに当たっては、特に基準はなく、取扱団体等が独自に基準を設けてブランド牛を名乗っ

ています。

皆様がよく知っているブランド牛も、銘柄によってその基準はさまざまです。そしてこの肉の町養老のブランド牛が実現すれば、全国の有名ブランド牛にも負けないものが、この養老に誕生することになるはずですよ。

この養老町活性化の妙案に反対するなんていうことはないと思いますが、提案に対する見解、考え方、実現へのプロセスについてお聞きします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま養老ブランド牛の創設ということで御提案をいただきましたけれども、御回答を申し上げたいと思います。

現在、岐阜県における牛肉のブランドは飛騨牛のみであることは、議員も御承知のとおりでございます。

飛騨牛の銘柄は、昭和五十年代、県内ではそれぞれの地域名がついた和牛、郡上牛、加子母牛、飛騨牛などが飼育されておりましたが、銘柄統一の機運の高まりから、昭和六十三年に関係団体によって飛騨牛銘柄推進協議会が組織され、全国に発信できる岐阜県のブランドとして誕生したことを承知しております。

また、岐阜県におきましても、国内はもとより、海外に向け、飛騨・美濃・まん海外戦略プロジェクト事業として知事のトップセールスを初め、県関係者が飛騨牛の魅力を積極的にPRされているところでございます。

議員はどのようなものを指して養老ブランド牛とされるのかわかりませんが、例えば飛騨牛の認定については、飼育期間が最も長い場所が岐阜県であることや、十四カ月以上肥育された黒毛和種の肉牛であることなど、四つの条件を満たしたことを飛騨牛銘

柄推進協議会事務局が確認をし、認定したものとなっております。

町内にも畜産農家がありますので、新たな牛の飼育は可能かと思われませんが、養老産として区別するためには、どのような根拠によって差別化を図るか、大変難しいと考えます。

また、養老ブランドとするからには、商業ベースに乗せるべき安定的な供給が図れるよう絶対量を確保する必要もあると考えられますが、現状では生産基盤が脆弱ではないかと考えます。

また、町内で肥育した牛ではなく、町内で屠殺し、流通する飛騨牛だけを養老ブランド牛と名乗るとしても、その根拠が弱い上、ブランド力としては飛騨牛には及ばないと考えます。

いずれにしましても、さきに申し上げましたが、牛肉に関しては、関係団体等の尽力によって県内にあつた幾つかのブランドを飛騨牛に統一してきた経緯があり、岐阜県としても飛騨牛ブランドを積極的にPRされている現状を鑑みますと、養老独自のブランド牛を創設することは困難ではないかと考えます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

新しいブランド牛の創設、困難なような答弁だったと受けとめております。

さきに述べましたが、肉の町養老というのは、私も、執行も、そして町外の人からも養老に対する共通の認識です。これに異論はないと思います。

この養老に町の新たな売りとなるブランド牛を創設することは、まちづくりの視点から考えても、町を活性化させる手法という視点から考えても、そして飲食業や流通、観光といった視点からも

大いに有意義なものです。

岐阜県には既に飛騨牛という高級ブランド牛があります。しかし、先ほどの提案でも述べたように、ブランド牛の定義に決まりはなく、自由に独自のルールで決めることができるのです。その気さえあれば、実に簡単に養老オリジナルのブランド牛をつくることのできるのです。

競合を避けるため、質や格式にこだわる高級路線ではなく、安価で簡単に提供できるような定義、例えば生産者が真心を込めて育てた牛を養老町内の事業者が取り扱う場合ですとか、養老で処理された肉というような簡単な条件を新ブランド牛に設定すれば、販売事業者だけでなく、飲食業や宿泊業といった町内のさまざまな産業でブランド牛を利用できるようになります。

参考までに近隣の東海地方の状況を述べますと、愛知県には三種類のブランド牛が、そして三重県には四種類のブランド牛が存在しています。急激な人口減少社会の中では、交流人口の増大こそが数少ない生き残り策です。そういう意味では、名神高速道路から直接乗りおりできるスマートインターチェンジの開設や、東海環状道路が整備されていく中での養老インターチェンジの存在は、観光の目玉さえあれば、容易に養老に人を運んできてくれるはずです。

観光の大きな楽しみの一つは、食、食べることです。肉の町養老に今回提案の新ブランド牛ができれば、大きな注目を浴びるのは間違いありません。養老イコール肉、このイメージという大きな資源を存分に生かそうじゃありませんか。

このように成功のための諸条件は整っているはずですが、私たちは養老町の議員であり、養老町の職員です。養老を盛り上げることに全力を尽くしていただきたい。

以上を踏まえて、もう一度養老の新ブランド牛の設立について、積極的で前向きな見解をお聞きしたいです。できないと言うのは簡単です。どうやったら実現できるのかを聞きたいのです。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ブランドという一つのイメージの捉え方にもかかわってくるのかなあとというような思いもございますけれども、本町においては特産ブランド認証事業を進めておりますが、ブランドの意味合いといたしましては、そのことにより付加価値を創出し、戦略的に販売、PRを進めていくものと考えており、また町としてブランドを付していくことにある程度一定以上の基準を設けなければ、その意味合いをなさないのではないかと考えております。

また、先ほど申し上げましたが、飛騨牛の認定との比較、またその根拠を考えたときに、その基準の独自性、ブランド自体のブランド力といった点において、その効果は低いと考えるところでございます。

しかしながら、議員の提案といたしましては、本町の基幹産業でもある食肉産業を町としても積極的にPRしていくべきだとの意図ではないかと解しております。本町といたしましても、そのための取り組みとして焼き肉街道への積極的なPRに努めているほか、関係事業者の御協力のもと、ふるさと納税返礼品としても登録しております。

また、昨年度に引き続きまるごと肉まつり養老を開催し、町内外に広く養老の肉をアピールしていくなど、今後議員各位の御協力をいただきながら、肉の町養老を積極的に情報発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 実現可能な町活性化のための案を提示しているのに、ほぼゼロ回答に近いような答弁をなされました。

先ほどの田中議員の一般質問の答弁で町長が言った「養老の未来へ輝かしい礎を」という言葉は、口で言っているだけなのかなと、甚だ疑問に感じます。

養老行政のそういう姿勢があるから、町行政に対する意見やアイデアを町民から募集するパブリックコメントに対して、応募がゼロ件などというケースが多々起きるんではないかと思えます。意見や提案というものをもっと大切にしていきたい。

まちづくりの基本は仕掛けときっかけ、これに人の力が加わり完成します。行政にできることは、この仕掛けづくりです。今回は新しい県の食肉施設が養老町にできるというきっかけもあります。これだけの好機はつくろうと思ってもそう簡単にできるものではありません。

昨年、一三〇〇年祭を終えて一息つきたい、そういう気持ちもわかりますが、ここは二の矢、三の矢を繰り出すタイミングです。養老の未来をつくるためにも、積極的に取り組んでいただけるよう申し述べこの質問を終わりますが、最後にまちづくりへの取り組みとして今回の提案を行っておりますので、企画政策課長にはまちづくりという視点から今回の提案に対して見解をお聞きしたいと思えます。

また、企業誘致・商工観光課長からは、同じく企業誘致、商工業、観光業の振興という視点からお聞きします。

○議長（大橋三男君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼いたします。

まちづくりの点から仕掛けとか、きっかけとか、もう一つ、私

どもは町民との協働というのを一つまちづくりのキーワードとしておりますので、提案いただきましたことは、一応検討はさせてもらいながら、検討したいというふうに考えておりますけれども、いろんな形でまちづくりの施策に取り組みたいというふうに考えております。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） 企業誘致・商工観光課の立場としてお答えさせていただきます。

まずブランドの関係につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、町の立場である物事の認定というものを行う際に、必ず一定以上の基準、根拠を設けるものが必要であるというふうに考えておりますので、そこは御理解を頂戴したいと思います。

しかしながら、議員が御発言されたとおり、肉の町養老というイメージを生かしたまちづくりを進めることは、本町の産業振興にとって大きなアドバンテージになることは十分思います。他市町の参考も事例にしながら、今回はブランドというものの提案でございましたけれども、より効果的な支援の形は考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〔二番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 三つ目の質問に入らせていただきます。

今月十五日から民泊に関する法律が施行されています。民泊とは、文字どおり一般の民家に泊まることをいいます。もともとは善意で無償により寝る場所や食事を提供していたものが、時代とともに農村や田舎での体験民泊となり、現在ではこれが都市、地方との区別なく提供されるようになり、新しいビジネスとなったものです。

現在のIT技術の進歩により急速に拡大していきましたが、無許可での営業や地域でのトラブルが問題となり、法整備がなされました。実際には犯罪の抑止、防止方法の難しさや、今回施行された法律の中身を見てみると規制が厳しく、一般の方が参入するというのは難しい内容となっておりますので、すぐにどうこうということではなく、当町への影響も当面は少ないであろうことが予想されます。

しかし、徐々に運用されていくうちに規制は緩和され、大手の事業者以外の一般の方の参入という日も遠くない未来に実現するだろうということも、世界の民泊事情を見ていると予想できることです。

現在、養老町への宿泊者数は延べ人数で年間七事業者で約二万人ほどあります。これに加えて民泊が理想どおりに運用されれば、今までになかった新しい需要が発生します。風光明媚な養老の原風景と多くの人々の食欲をかき立てる肉の町養老、この二つの魅力的な要素を持つ我が町のポテンシャルを考えれば、相当な数の交流人口の増大が見込めます。

しかし、一方で、安価で気軽に宿泊できる民泊の誕生は、既存の宿泊施設への影響も懸念されます。基本的には、既存の旅館法に基づく事業者と、今回の民泊とでは提供するサービスが違います。また、対象とするユーザーや需要も異なるので、それほど心配はないと考えますが、現在、宿泊業を営む当事者にとっては、大きな心配事であることは間違いありません。このことを踏まえて、当町の考え方をお聞きしたいと思います。

もう一点、民泊制度に対して町がどのように対応するのか。推奨して応援して産業の一つとして育てていくのか、はたまた安心・安全な住民生活のために、より厳しく独自の規制を強化して

いくのか、こういった町としての方針を示すための条例の制定を行うつもりがあるかお答えください。

新しく始まったばかりの制度で、町としての方針を示すのは難しい時期だろうとは思いますが、とかく周辺市町の様子を見るばかりで、何かと後手後手に回りやすい町執行部です。あえてこの時期に方針を固めていただき、聞かせていただきたいと思いますので、質問です。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問について、私のほうから回答させていただきます。

民泊の関係につきましては、六月十五日に住宅宿泊事業法が施行され、いわゆる民泊が初めて制度化されました。同時に県におきましても、岐阜県住宅宿泊事業条例が施行されたところでございます。

民泊は、都市部での宿泊施設の供給不足を空き住宅を活用して補う側面があるほか、農家民泊のように新しい宿泊形態でもあると認識しております。

観光地を有する本町におきましても、民泊は新たな観光産業として観光客の増加や宿泊需要の取り込みを図る有効な手段になると考えますが、一方で、騒音やごみ処理などをめぐり、近隣住民とのトラブルが発生することが懸念されております。また、県の条例では、法の趣旨を踏まえ、必要最低限の規制にとどめられたものであると理解しております。

同条例では、住宅宿泊事業審議会を設置し、民泊事業者等の業務の適正な運営の確保に関する事項のほか、観光旅客の来訪及び滞在を促進するための民泊事業に係る取り組みに関する事項を調

査、審議されることとなっております。

以上のことから、今はまだ新法及び県条例が施行され、事業の届け出も始まったばかりでございますので、民泊の是非はともかく、観光振興及び地域活性化などの観点から、その動向には十分注視してまいりたいというふうと考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） やっぱり予想どおりの様子を見ると回答をいたしました。

先ほどの質問と同じですが、仕掛けをしなければ何かが始まることはなく結果も出ません。民泊制度の是非はともかく、ほかはまだやらないのならば、これはチャンスのはずです。チャンスを生かして行政がうまくリードしていければ、観光業にはもちろん大きなプラスが期待できます。既存の宿泊業者にとっても、交流人口が増大すれば、それだけ多くの誘客機会がふえるということになります。いつでも、何でもそうですが、傍観していると、最初に仕掛けたまちのひとり勝ちを許してしまうことになります。

すっかり使い古された感のある消滅可能性都市という言葉ですが、この養老町がその対象であるということを忘れないでいただきたい。悔しいですが、何もしなければ先細りしていつてしまう町なんです。

今回の民泊については、今月スタートしたばかりで、現在は無許可で営業している違法民泊業者の排除といった段階ですが、東京オリンピックに向けて、今後成長が見込まれる分野です。町としてもしっかりと研究していただき、今後のまちづくりを生かしていただきたいと思います。

今回行った三つの質問は、一三〇〇年祭が終わって燃え尽き感のある行政に対して、次の一手を求めるためのものです。指摘したこと、提案したことに対しては、積極的に取り組んでいただけるよう強く申し添え、以上で今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大橋三男君） 以上で二番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 次に、五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） たいま議長より発言のお許しをいただきまして、通告に従いまして、二点について質問をさせていただきます。

まず最初に、各地区における防災への取り組みについてをお伺いいたします。

先日の六月三日、根古地にて養老町水防訓練が行われました。この議場におられる皆さん、大変お疲れさまでした。ことは昨年までとは違い、最前線に消防団の方々が出ていただき、水防工法の訓練を実施していただき、我々は後方活動として土のうづくりや情報収集をさせていただきました。

これは実際に災害が起きたときに対応される一番近いスタイルで訓練ができたのじゃないかと思っております。これから災害が起きたときの緊急時の状況を想定した訓練内容を考えていただき、取り組んでいただきたい、こう思います。

現在の養老町の防災対策は、七年前に発生した東日本大震災での教訓が教科書となり、特に防災備蓄備品は東日本大震災のときの経験が生かされ、順次整備、見直しがされ、防災備蓄の備品、数量、内容面で充実した防災備蓄備品になっていると思います。

昨年、町長の施政方針で述べられていますように、災害は発生時の適切な対応により被害を最小限に食いとめることができることから、全国各地で発生している災害を教訓に災害時の対処方法の見直しに着手してまいります。また、自主防災組織による避難所設営訓練の実施を促すほか、備蓄物資の見直し、拡充を行います。

岐阜県では、地域防災計画が平成二十九年三月に見直しがされています。これを機に、近隣市町では地域防災計画の見直しがされているところであります。我が養老町は見直しがされていないようですが、大丈夫でしょうか。

我が養老町には指定避難場所が四十八カ所あります。そのほかに町内各地に十一カ所の防災備蓄倉庫が存在をします。四十八カ所の避難所は、学校であったり、公民館であったりと公共の建物なので、備蓄備品、物資の管理は校長とか館長が行っているのでしょうか。もしくは別の誰かが行っているのでしょうか、いかがでしょうか。

また、地域の多くの皆さんに参加をしていただき、毎年毎年備品の点検をしながら、備蓄物資の品目や数量の決定などにかかわっていただき、またどのような管理・保管がされているのかを一人でも多くの皆さんに知っていただき、共通の事実とすることで、緊急の災害時には自助・共助の力が発揮され、地域の防災意識がレベルアップし、向上につながっていくと思います。

また、乾パンや飲料水の保存食、この消費期限にかかわる物資を消費期限一年前ぐらいに入れかえをし、保存してあった物資を地域の防災イベントで趣旨を説明し、有効活用してはいかがでしょうか。

特に地元の地域住民の皆さんは、きちんとどこに、何が、どの

程度の量が備蓄されているかを知っていただくことが大切だと考えますが、このような活動の積み重ねが、災害時には使用する当事者となられる人たちが、本当の意味でのリーダーシップがとれ、自助・共助の活動ができてくると思います。

また、別の角度から見ると、地区の中でも特に年代等で温度差を感じる防災意識を、地域住民一人一人が同じ防災意識の向上が持てる活動、意識改革が必要と考えますが、そのためには地域の特性、認識、対処という観点から、地域住民がみずからの手でつくる地域防災計画の策定、これに取り組んでいただきたいと思えます。策定に参加するメンバーは、できるだけ大勢の方の意見を聴取するということで、自助・共助の精神を理解していただき、災害時には犠牲者がより少なくなることに繋がっていくと思えますが、いかがでしょうか。

毎年八月には、養老町防災訓練が地区を回りながら行われます。実際に訓練を実施したからこそ、見えてきた問題点も多くあると思います。この問題点の集約と、それに対する対策が大きな取り組みであります。

また、地域においては、外国人への対応はまだまだ何もされていないような感じに思いますが、同じ人間です。早急に対応をしていただきたい、こう思います。

このように一人でも多くの町民に参加をいただいて、各地区の防災訓練と防災計画の策定ができますよう、養老町の指導に切に期待をいたします。

また、強化地域を指定するなどして取り組んでいただき、備えあれば憂いなしのごとく、まずは地域の実情に合った防災計画の策定の指導をよろしくお願いいたします。

東日本大震災のときの岩手県の遠野市のように、災害に対し、

きめ細やかな準備がされていたための結果、東北の近隣市町の中で一番早く自衛隊が派遣されて救援活動が始まったと聞いております。ここで答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの三田議員の御質問に

対しまして、防災への取り組みということですので、私のほうから回答をさせていただきます。

一点目の避難所備蓄倉庫の備蓄物資の実質の管理についてでございますが、大規模災害の発生に備え、被災者の必需物資を確保するため、現在、町本部倉庫を拠点に地域ごとに十一カ所の防災備蓄倉庫を設置しており、また町内の公共施設等を避難所として指定するなど、有事に備えております。

防災備蓄倉庫の備品につきましては、県災害時広域受援計画に基づく備蓄備品の確保数を目安としまして、更新時期に合わせて随時点検を行っております。また、備蓄食料数の充足につきましては、災害時の支援協力協定等に基づき、生活必需物資の確保に努めております。

また、各避難所の備蓄備品につきましては、小・中学校におきまして、災害時に児童・生徒が帰宅できないときを想定した食料等を備蓄し、各学校において管理をしておりますが、基本的には備蓄備品は避難所にて常備しているわけではなく、有事の際に、町本部倉庫を中心として防災備蓄倉庫から必要な備蓄備品を配付しております。

続きまして、二つ目の御質問ですが、備蓄物資の決定や管理を地域の皆さんを巻き込んだでの運営についてということでございますが、各地域の防災備蓄倉庫整備の目的といたしまして、各自主防災組織の意識の向上と、災害時に迅速かつ効率的な備蓄物資の

活用が上げられます。

発災時の初期対応につきまして、被災状況によっては救援活動を実施する行政機関も被災する可能性があり、公助による支援が十分に機能しない場合が想定され、自助・共助が大変重要となつてまいります。

この共助の考え方に基づく組織の一つに自主防災隊がございませうが、自主防災組織の活動こそが地域住民の防災意識を高め、災害への備えをより充実させるため、町の防災訓練において避難所設置訓練を取り入れているほか、応急手当て訓練、救助資機材取扱訓練、放水訓練などを実施しております。

また、養老小学校のPTAにおきましても避難所設置訓練が実施されており、地域住民の共助を促す訓練を取り入れた住民参加型の実践訓練を実施することにより、地域住民への動機づけを行っております。

また、防災備蓄倉庫の備蓄品の確認を地域住民で行ってはどうかということでございますが、現に一部の地区におきまして、地域住民みずからが防災備蓄倉庫の備蓄品の確認を行っており、これにより住民の防災意識が向上し、さらには共助の活動へとつながっていくものだと思いますので、今後引き続き、各地区におきましてもこの活動を広げてまいりたいと思っております。

三つ目の質問でございますが、地域の特性を考慮した防災計画の策定をということでございますが、地域の特性、認識、対処という観点から、平成二十八年度に上多度地区におきまして、有識者を交えて住民みずからが地区の実情を踏まえて避難先や避難経路等を点検し、地区の実情に応じた避難行動を検討するといった地区避難計画等を策定する地区避難計画策定支援事業が実施されております。

地域住民が自分の地域の実情を知り、その実情に応じた避難行動をみずからが考え、みずからが行動に移すといった地区住民による主体的な取り組みである地区避難計画策定支援事業は、非常に重要となつてまいりますので、今後も引き続きこの取り組みがほかの地区にも普及していきますよう、町と地域住民の協働により積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、町では、大別して洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震防災マップの作成及び配付を行っております。このうち洪水ハザードマップにつきましては、近年の異常気象によるゲリラ豪雨ですとか、台風通過による集中豪雨など、住民の危機意識が高まっているため、国や県による浸水想定区域の見直しに伴いまして、更新作業のほうを行っております。

今年度につきましては、協働のまちづくりを指す上で水災害についてのワークショップを行い、地域住民とともに水害時の対応などについて考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ありがとうございます。

ただいま御答弁をいただきましたこの答弁の中で、一部地域において、地域住民みずからが防災備蓄倉庫の備蓄品の確認を行っている。また、地域の特性、認識、対処の観点で地区避難計画の策定支援事業は実施されている、このようにお話がありました。もう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

それから、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震防災マップの配付をしている各町内などへ、私は出前講座などをして防災意識の向上につなげてはいかかということ。

それから土砂災害、地震防災マップの配付、私はこれをインタ

ーネットからホームページを通して入手しましたけれども、これは全戸配付はされていないんですね。ぜひこれを全戸配付されていないということであれば、特に地域に出かけて出前講座などをして、これを教本として前面にアピールをしていただくことが必要かと、こういうふうに思います。

それから三点目ですね。各町内会で行政に対して自主防災隊の名簿が提出されておりますが、この自主防災隊というのはいくく組織された名前に見えますけれども、私も以前、区長をさせていただいて、この名簿を提出した経緯がございしますが、名前を書いて、そして町内のAさんにこの担当をお願いしますが、この担当をお願いしますと。ただ立ち話で確認をとって名簿を出したと。いざ有事の際には機能しないと、こういう名簿作成の町内会等が数多くあるかと。私も以前、そういう一人でございましたので、その辺のところをもう少し一歩踏み込んだ御指導をしていただく、こんなことで考えております。

この三点の答弁をいただきましたんですが、一部地域においてという地域住民らの防災備蓄倉庫の点検と、また支援事業が実施されているということ。特に詳しく再答弁をいただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの御質問に対して回答をさせていただきます。

一点目ですが、上多度地区において地区避難計画策定支援事業が実施されておりますが、この地区避難計画策定支援事業は岐阜県主催の事業で、土砂災害や浸水害を想定したとき、地域住民が自分の地域の実情を把握し、その実情に応じた避難先や避難行動について、有識者の参画により専門的見地から御助言をいただき

ながら、みずからが考え、行動に移すといった住民主導の主体的な取り組みでございます。

平成二十八年度上多度地区におきまして、地区避難計画策定支援事業が実施されております。ここでは上多度地域自治町民会議が主体となり、有識者を交えた地区避難計画策定検討会を三回にわたり開催し、有識者の御意見を伺いながら地区の実情を把握した上で、地区住民みずからが居住地のリスクや避難先を点検し、とるべき避難行動の整理・検討を重ね、地域住民発案による防災マップを策定されたものでございます。

二点目でございますが、先ほど三田議員さんのほうからございましたが、ハザードマップについては、各世帯に配付がされております。

御質問でこの出前講座などを行って防災意識の向上につなげてはいかかということでございますが、これまで各地区などからの要請によりまして、防災に関する出前講座を随時実施してきております。防災の出前講座につきましては、平成二十八年度には六回、平成二十九年度は十一回実施してございまして、今年度につきましては、現在までで三件の要請がございまして、一回は既に実施済みでございます。

今年度については、出前講座だけではなく、各地区において洪水ハザードマップに関するワークショップを行う予定をしております。このワークショップでは、協働のまちづくりの一環として地域ごとの実情に応じた避難経路について、地域住民が主体的に考えていただく場をつくり、町と地域住民との協働により進めてまいります。

また、近年の地震の発生や異常気象によるゲリラ豪雨、台風通過による集中豪雨などにより、住民の危機意識はますます高まっ

てきていると思われまますので、出前講座の実施につきまして、町ホームページや広報紙等媒体を活用し、住民への周知を促し、さらなる防災意識の向上につなげてまいりたいと存じます。

三点目の御質問でございますが、自主防災隊のもう一步踏み込んだ指導をということですが、共助の考え方に基づく組織の一つである自主防災隊は、その活動を通じて地域住民が防災に対する意識を高め、災害への備えを強化することにより災害時の被害を防止、または減少させることができるかと考えられます。

町では、自主防災隊の活動の一助となるよう、自主防災隊の手引ですとか、あと避難所運営マニュアルを作成いたしましたして、平成二十八年九月に各区長宛てに配付するとともに、町ホームページにも掲載をしております。

各地域における防災計画や防災マップの作成等、自主防災隊の活動をより充実させるために、例えば各地域での出前講座等を通して勉強会や研修等を実施し、自主防災隊の活動について啓発していくことも検討してまいりたいと思います。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま答弁をいただきましたが、私も勉強不足のところ有一部分ありましたけれども、上多度地区が我々想定している以上に、防災、また地域で何をするかという部分が明確に行動されているように思って、実は上多度地区の方にお話をしましたら、全戸配付でこういう冊子をつくっておみえになります。これはどこがつくっているかというかと町民自治会議がつくっているということ、町長の肝いりの町民自治会議が本当の意味で機能しているなあと、こういうことを感じました。

そういう意味において、町長にまた一言お願いしておくんです

が、自信を持って町民自治会議をもっと広く、声を高らかに述べていただき、まだできていない地域は、早々につくっていただくことによって、いずれは自分の命を守ることになる、こういうことだろうというふうには感じました。そういう意味において、きょうは私が行政に対してお願いすることよりも、自分が勉強することのほうが多いなあとということを感じてこのテーマを閉じさせていただきます。

その前に、私のひとり言でちょっと聞いてほしいんですが、先般、今からちょうど時間的に五十三時間ほど前に、大阪府の北部において震度六弱という地震が発生して、高槻市の小学校でプールのブロック塀が倒れて、そして女の子が犠牲になったと、大変痛ましい事故であります。亡くなられた方への御冥福をお祈りしたい、こう思います。

我が養老町でも同じ事故が起きても不思議ではありません。子供たちに、また避難所を開設して利用する場合、学校であったら同じ被害に地域の皆さんが遭遇すると、こういう観点からも、養老町内の全ての学校の施設、通学路を点検していただき、ブロック塀の倒壊などの危険箇所はないのかという点検をしていただき、ないということが確認できれば、安全・安心宣言をしていただきたい。これが町民に対する行政の大きな仕事だろうと、こういうふうに思います。私のひとり言でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、二点目のテーマに入らせていただきます。

学校における心肺蘇生教育についてお伺いをいたします。

突然の心肺停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技術を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となり得るものではないかと思っております。

我が国では、平成十六年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。

消防庁のデータでは、日本では一九番通報をしてから救急車が現場に到着するまでの時間が、全国平均で約八分三十秒であります。救命の可能性は心臓と呼吸がとまってから時間の経過とともに急激に低下しますが、救急隊を待つ間に居合わせた町民の一人がAEDで処置を行うことによって、大幅に生存が向上します。現場に居合わせた町民の一人がAEDを使用した場合の一カ月後の生存率は五三・三%、AEDを使用しなかった場合の一・三%に比べて、約四・七倍高くなっております。しかしながら、いまだなお、毎年七万人に及ぶ心臓突然死で亡くなっている現状があります。

また、学校での毎年百名近くの児童・生徒の心肺停止状態が発生しております。その中には、平成二十三年九月に起きた埼玉市での小学校六年生の女子児童が駅伝の練習中に校庭で倒れ、保健室に運ばれましたが、教員らは呼吸はあると判断し、心肺蘇生やAEDを使用しませんでした。しかし、約十一分後に救急車が到着したのですが、この女子児童は心肺停止状態で、その後、病院で死亡が確認をされた。このような痛ましい事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も全国では数多く報告されております。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成二十九年の三月に公示された中学校新学習要領保健体育課の保健分野では、応急手当てを適切に行うことよって障害の悪化を防ぐことができること。また、心肺蘇生法などを行うことと表記をされているとともに、同

解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通じて応急手当てができるようにすることと明記されております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成二十七年度実績では、小学校で四・一%、中学校で二八・〇%、高等学校では二七・一%と非常に低い状況であります。

そこでお伺いをいたしますが、本町においても児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での突然死ゼロを目指した危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るため、安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

本町の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置は一〇〇%だとは思いますが、教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みも含め御回答をいただきたい。よろしく答弁をお願いします。

○議長（大橋三男君） 並河清次教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 三田議員の質問に答えさせていただきます。

まず一点目の心肺蘇生教育を本町の小・中学校で展開しているのかという質問についてお答えさせていただきます。

児童に対する心肺蘇生教育につきましては、教育の一環といたしまして、五年生の体育の授業で教科書に従って学習しております。「けがの予防」という単元がありまして、その中の「けがの手当て」において、心肺蘇生法やAEDの仕組みについて学習し

ております。使用方法についての実習は行っておりません。校内のどこに設置してあるのかを認識している学校もあります。

中学生に対しては、中学二年生の保健体育の授業で養老町消防署員を講師に招いて、いざというときの応急手当てや心肺蘇生法について、実技を伴った講習や訓練を行っております。両中学生とも三時間程度の講習を受け、普通救命講習修了証を発行していただいております。

発生時の迅速かつ適切な対応が、病気やけがの悪化防止とともに人命救助につながることから、応急手当てや心肺蘇生の教育をこれからも大切にしていきたいと考えております。

二点目の教職員へのAED講習の実績と具体的な取り組みについてお答えさせていただきます。

AEDの使用につきましては、平成十六年に非医療従事者の使用が認められましたことから、養老町では全ての小・中学校に配置しております。講習につきましては、教職員に消防署員による普通救命救急法の講習会を実施し、心肺蘇生教育やAED講習を実施しております。

また、全ての小学校でPTA役員や夏休みにプール監督を行っていたり、保護者を対象に、心肺蘇生教育やAED講習をそれぞれ毎年、年一回実施しております。開催時期としては、夏場の熱中症やプール授業の事故に対応するため、四月から六月の間に消防署員を講師として開催しております。

特に教員の初任者に対しましては、AED講習を初任者研修の課題の一つとして位置づけ、町職員の初任者と合同でAED講習を毎年四月に実施しております。今年度は四月二十四日に三時間かけて講習を受けました。

実技の内容としましては、資料やDVDを活用し、心肺蘇生法

やAEDの使用方法を学びながら、倒れている人を発見してから救急隊に引き渡すまでをロールプレイング方式——役割演技方式ですけれども——で訓練しております。

学校は児童・生徒の健全な成長を目指し、安全で充実した学習活動を行うところです。その基盤として、安全で安心な環境が確保されている必要があることから、心肺蘇生教育にかかわる授業や講習の内容を常に検証し、保護者等の意見も拝聴しながら充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔五番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま教育長から現状の説明をいただきました。養老町も小・中学校全てにAEDを備えつけてあるというところで、一〇〇%の設置であるという報告。それから教職員に対する研修、また父兄に対して夏休み前のこの時期を契機にAEDに心肺蘇生の研修を行っていると、こういうような答弁をいただきました。

資料を見ますと、岐阜県の県の施設四百七十九施設にAEDを六百七十六台設置し、設置率が一〇〇%ということで、全国でもまれに見る県のAEDの設置状況であるというふうに書いてございました。でも、AEDが設置してあっても、例えば夜間、小学校の体育館を開放されて、そこでスポーツの練習をしておって、AEDが保健室に置いてあると。こういう状況の中で体育館で必要になった場合に、そのAEDが小学校に設置してあっても使えないという状況がある。こういう状況があるということも考えられます。

それから、先ほど言いましたように、駅伝の練習中に子供が倒れて、AEDを使わなかったがために、結局は亡くなってしまう

たという実例を先ほど紹介しましたけれども、AEDの使い方を  
らわからないと。使い方のわかっている人がいないという場合も  
想定されるということで、私は町に対して、小学校の五年生で知  
識の分野から入って、中学校のときにはAEDが使える状態にす  
るようにということで、今指導に取り組んでやっているという報  
告がありましたけれども、一〇〇%小学校のときに導入をして、  
中学校で完璧なAEDの使える人間に育てるということであれば、  
AEDを設置した意義がそこで発揮されると。

AEDを設置しておいても使えない状況の中で、多分、この議  
場におられる皆さんの中で、使えないという人も相当数お見えに  
なるんだろうと。多分、役場の職員の皆さんは一〇〇%使えると  
は思いますけれども、議場におられる方の何割かは、全然私はず  
きないということで、目の前に死にかけているという人があつて  
も、AEDがあつてもできないという状況もありますので、学校  
だけじゃなくして事あるごとにそういう指導、または経験をする  
ためのイベントを開いていただきたい、こういうふうにも思ってい  
ります。

それから、先ほど言いましたように、小学校・中学校全てでA  
EDを設置しておみえになりますけれども、大垣市が小・中学校  
全てでAEDを設置しておられるけれども、設置場所が保健室とか建  
物の中で鍵かかっていて夜間は使えないとか、休館日には使えな  
いとかという状況がないように屋外に設置していると。こういう  
ことが近いお隣の大垣市で取り組んでおみえになります。我が養  
老町でもこれをひとつ考えていただきたい、こういうふうにも思っ  
ております。

それから、AEDが設置されている公共、または県、または民  
間でAEDが設置されておる事業所等もございます。それを養老

町の例えば行政のほうが調査をして、住所録とかマップにして町  
民の皆さんの目に触れるような形にして、どこにAEDが設置し  
てあるのかということがわかるような状態のマップなどを作成し  
ていただくということも一つの方法なのかなあというふうに考え  
ております。

以上のようなことの答弁をお願いして、再質にかえさせていた  
だきます。以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉  
但君） それでは、ただいま三田議員から四点について説明があ  
ったと思います。一点目から三点目はAEDの管理に関すること  
もございますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず一点目の小学校五年生の心肺蘇生の学習と、あと中学生の  
心肺蘇生とAEDの実習、今後の一層の取り組みはということど  
ございましたが、先ほど教育長の答弁でもお答えいたしましたよ  
うに、小学校五年生と中学校二年生で現在関連する学習を行って  
おりますので、今後も児童・生徒の発達段階に合わせ、学習指導  
要領や教科書に従い、より一層深い学習を進めていきたいと考  
えております。

それから二点目の学校が休校、閉鎖におけるAEDの使用と、  
三点目のAEDの屋外設置の御提案でございますが、関連がござ  
いますので、あわせて回答をさせていただきます。

夜間や休日の体育館等学校開放につきましては、いわゆる教職  
員が不在の場合は、保健室、職員室等に設置しておりますので、  
AEDが使えない状態でございます。

ただいまお聞きした大垣市の件でございますが、大垣市に問い  
合わせましたところ、小・中学校では屋外に設置してあり、基本

的には施設がなく、ロックがなく、防犯ブザーのみの対応ということでした。

夜間や休日使用のための屋外設置等については、防犯対策等も含め、検討してまいりたいということですのでよろしく願います。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 三和消防次長、答弁。

○消防次長兼警防課長（三和隆夫君） 三田議員の四点目の養老町内の民間の設置分などの住所録とかマップなどにしてはどうかという御質問にお答えさせていただきます。

AEDの設置につきましては、法的義務はなく任意であるため、民間で設置されている場所は把握はできていませんが、養老町消防本部のホームページには、AEDの設置施設として公共施設分ですけれども、四十カ所を載せております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 一応養老町もAEDに関してかなり心配はしていましたが、近隣の市町に比較して、引けを取らないような対応がされているということで、今後今まで以上のAEDが使える人を養成していく、育てていくということを全面的に考えていただいた行政をしていただく、これをお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大橋三男君） 以上で五番 三田正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開時間は十四時四十分とします。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

（午後二時三十分 休憩）

（午後二時四十分 再開）

○議長（大橋三男君） 休憩を解き、再開をいたします。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二件で質問をいたします。

一件目は国民健康保険税について、五点での見解を求めます。質問では、国民健康保険税を簡略化して国保としますので、御理解ください。

これまで国保は各市町村が独立採算で運営してきましたが、今年度から市町村と都道府県が共同する運営とする制度となりました。新制度に変わっても国保税の額を決め、被保険者である町民から集めるのは引き続き養老町の仕事です。

一方、国保の財政は岐阜県が管理するようになり、岐阜県は各市町村の国保の算定や集め方、医療給付水準について指導し、意見を言う権限が与えられました。

その具現化として導入されたのが、県から養老町に提示された岐阜県への納付金です。国保の運営に必要な財源を一旦岐阜県に集中し、そこから医療給付などに必要な費用を再び養老町に配分していくものです。

また、新制度では、岐阜県が養老町に納付金の額を示す際、あわせて養老町の標準保険料率を提示することです。国は、標準保険料率があくまで参考値で市町村に従う義務はないとされていますが、岐阜県からあるべき保険料水準の提示が養老町への圧力となるのではないかと懸念されます。

そこで伺います。

県単位化に向け、担当課職員は事務レベルでの協議を何回も重

ねられました。養老町として県にどのような要望を提案されたのでしょうか。

二点目は、国保の算定方法についての見解です。

養老町は保険税率を四方式、所得割、世帯に属する被保険者に係る総所得金額など掛ける所得割率、資産割、世帯における固定資産税額など掛ける資産割率、均等割、世帯に属する被保険者数掛ける被保険者均等割額、平等割、世帯別平等割額の四方式を採用しています。全国的には、算定方法についての見直しも議論され、所得割と世帯人数に係る均等割の二方式に変更した自治体も見られます。しかし、二方式にした自治体の多くが国保税の引き上げにつながったと報告されています。養老町の国保を構成する被保険者生活実態の中で、算定方式をどのように考えていくのか、お伺いいたします。

三点目は、子供の均等割減免について伺います。

国保の構造的な問題とは、何よりも国保税が協会けんぽや組合保険の保険料に比べ、異常に高過ぎることです。

一例ですが、給与年収四百万円の四大家族で給与所得者本人が三十歳代、妻が二人の幼児の子育てのため専業主婦の一家が国保に加入すると、同じ家族が協会けんぽに加入した場合、国保税は健康保険料の二倍以上のことです。国保に加入している世帯が子供の誕生とともに、養老町においては年間均等割二万七千七百円が賦課され、十八歳未満で三人の子供がいる場合、八万三千百円の負担が強いられ、協会けんぽなどにはない仕組みです。子育て世代の国保税を高騰させる要因である均等割を見直してほしい、多子世帯、ひとり親世帯や生活保護基準前後の境界層世帯、障害児世帯の子育て世帯の子供の負担軽減に取り組むべきです。見解を求めます。

四点目は、国保会計に町独自の法定外繰り入れを求めるものです。これまでも予算委員会などで繰り返しこのことを取り上げてくださいましたが、国保世帯主の職業別の世帯構成割合は、養老町でも変化しています。

今から三十年前は農業や自営業で生活を支えた世帯の国保加入は五〇%以上でしたが、現在では一七%、国保加入者の七割が年金生活の無職者、不安定雇用の労働者との統計もあります。残念ながら養老町の構成割合は正確に出すことができませんでしたが、全国的な傾向は否めないと考えます。

国保法第一条の規定どおり、市町村国保は社会保障の仕組みであり、社会的弱者救済のため、町が必要な公費を投入する見解を持つことは当然だと考えます。

最後に収納率の目標と収納対策、保険者努力支援制度について伺います。

二〇一七年度の県内二十一市町のうち、一人当たりの平均保険税で養老町は白川村の十四万二千五百五十五円、岐南町、輪之内町、八百津町に次ぎ、十三万三千六百六十一円の五位で高額順位です。保険税滞納は四百十四世帯で、約一割が滞納世帯となりました。ちなみに、滞納がゼロなのは白川村です。保険税が高額だから滞納がふえる。滞納がふえるから保険税を上げる負の連鎖です。国保の単位化と一体に保険者努力支援制度という仕組みも本格的にスタートしました。

この制度は、岐阜県や養老町の国保行政のあり方を国が採点し、成績がよいとされた自治体に予算を重点配分する仕組みです。具体的には、養老町が国保の赤字削減を進めるよう岐阜県が指導しているのでしょうか。養老町が収納対策の強化を行っているか、岐阜県が病床削減など医療費の抑制に取り組んでいるかなどが採

点項目になっているようです。大変厳しい課題にどのように取り組むのか、お聞かせください。

また、前段申しました収納率の目標と収納対策については、県の公表を待ちたいと思いますので、保険者努力支援制度についてのみお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 国保税についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点目、県に対してどのような要望をしてきたのかという御質問でございますけれども、国民健康保険は、年齢構成や医療費水準が高く、加入者の所得水準は低くなっており、保険税負担が重いなどの構造的な課題に対し、国民健康保険に対する財政支援の拡充、特に国庫負担割合の引き上げが求められております。そのため、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成三十九年度より県が財政運営の責任主体となり、健全かつ安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定していくことになりました。

広域化に伴いまして、国民健康保険税は県へ納付する国保事業費納付金の財源になることから、町といたしましては、急激な保険税の変動につながらないように、激変緩和措置の要望を行ってまいりました。

二点目の算定方法についてでございますけれども、平成二十九年度の県内賦課方式につきましては、四方式三十五市町村、三方式が五市町、二方式が二町で、平成三十九年度の県内の賦課方式は、昨年度実施したアンケートで、広域化に伴い変更を検討すると回答した市町村が多数ありました。実際には、今年度より四方式から三方式へ変更をする市町村があることは聞いておりますが、

現在のところ、正確な数につきましては把握できておりません。

四方式にあります資産割につきましては、固定資産に対する賦課であるため、景気の動向に左右されにくいことから、多くの市町村で使用をされてきました。しかし、土地及び建物などの固定資産には賦課をしていきますが、居住する市町村の固定資産のみが賦課対象となっていることや、預貯金、有価証券等の金融資産には賦課されていないことなどから、不公平感があるとの意見もございます。

賦課方式については、当町でも昨年度より国民健康保険運営協議会において協議をいただき、継続審議していくこととなっておりますので、近隣市町の動向を踏まえ、引き続き協議会等において検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

三番目の子供均等割減免への見解でございますけれども、現在、当町で行っている国民健康保険税の減免は、国の通知に基づいた減免のみであり、独自の減免は行っておりません。軽減措置といましては、低所得者世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険法施行令に基づく軽減措置を行っており、年々拡充が進められている状況でございます。

国民健康保険では、扶養という考え方がないことから、被保険者一人当たりには賦課される均等割がございます。近年、国においても子育て支援のさまざまな取り組みがなされているところですが、御質問の子供等の均等割減税等を実施している自治体に伺ったところでは、一般会計からの法定外繰り入れを行い、減免分等の対応をされているとのことでした。

しかし、次の御質問にも関係いたしますが、広域化により一般会計からの法定外の繰入金金は、削減・解消を図るべき赤字とみ

なされることから、来年度以降については検討中であるとの回答でございました。

当町において、仮に子供の均等割減税を実施とした場合、一般会計からの法定外繰り入れ及び国民健康保険基金を活用することは難しく、減免による減収分は保険税で賄うことになるため、他の被保険者の負担がふえることから慎重に判断する必要があるため、現段階では考えておりません。

四番目の町独自の公費繰り入れ、法定外繰り入れの見解ということでございますけれども、国民健康保険特別会計の一般会計からの繰出金につきましては、毎年国からの通知による基本的な考え方を踏まえた上、法定内繰り入れを行っております。

国の定義によりますと、決算補填等目的の一般会計からの法定外の繰入金は、削減・解消を図るべき赤字であると考えられ、赤字市町村は、今後、計画的に赤字の削減・解消を図るため、保険税率の適正な設定や保険税の収納率の向上、医療費適正化等の具体的な取り組み内容及び削減予定額などを定めた赤字削減・解消計画を策定しなければなりません。

また、県の考え方は、原則として保険給付等に必要な支出を被保険者が負担する保険税、国が負担する国庫支出金等により賄い、会計毎に財政の収支を均衡させる必要があるとしていることから、当町といったしましても、法定内繰り入れによる安定的な財政運営に引き続き努めてまいりたいと思います。

五番目については、住民人権課長が御答弁を申し上げますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 住民福祉部住民人権課長 伊藤君。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） それでは、五つ目の御質問の保険者努力支援制度の内容ということでございますので、

私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

保険者努力支援制度につきましては、水谷議員さんもおっしゃっておられましたように、評価指標の達成率に応じて加点され、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて交付額が決定されるものでございます。

その評価指数は、特定健康診査・特定保健指導の受診率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率などの保険者共通の指標に加えまして、収納率向上に関する取り組みの実施状況などの国保固有の問題にも対応した内容となっております、実施状況から毎年内容及び加点配分が変更になってございます。

当町の現状といたしましては、ワンコインによります胃がん、肺がん、乳がん等のがん検診の実施による健康増進事業を進めておるところではございますが、平成三十年度は、このうちの特定健康診査の受診率を向上させるということを考えておりまして、広報「よろろう」、ケーブルテレビ、コールセンターに加えまして、五月からはケーブルテレビと行政番組の後に、県が作成いたしましたCMを放映させていただいております。さらにオンデマンドバスには啓発マグネットを張り、医療機関には実施内容とPRポスターを院内に掲示してもらおうなど、地道ではございますが、啓発活動を行っているところでございます。

また、今年度の新たな試みといたしまして、医師会の協力を得まして、保健事業の助成金を活用した情報提供事業を実施する予定でございます。

これは未受診者の中から、既に医療機関を受診してみえる方を抽出いたしまして、情報提供の承諾をいただける方には、町より送付する用紙を持参の上、医療機関を受診する際、特定健康診査の検査項目に不足する部分の検査を追加で受けてもらうことで、

特定健康診査の内容を満たすといったような形で率向上を図るものでございます。

医療費の増加に伴う保険税の負担を緩和するためにも、引き続き特定健康診査の受診率のさらなる向上、被保険者の負担軽減にもつながる後発医薬品の使用促進や健康意識を深め、医療のコスト意識の高揚を図るため、医療費通知の内容の充実等、医療費の適正化を図るとともに、滞納者への対応には、また税務課と連絡を密にしながら連携をとり、収納率向上に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

保険税が高騰、滞納者がふえる、財政が悪化する、だからまた保険税を上げる。今、国保は負の連鎖です。

こうした事態を引き起こした元祖は一九八四年の国保法の改悪で、医療費掛ける四五%とされた定率国庫負担を給付費掛ける五〇%に改定したことにあります。ただ、実際には高額療養費制度もあるため、おおむね医療費掛ける三八・五%となり、国保負担を医療費の四五%から三八・五%に削減し、加入者に転嫁したことでです。

さらに事務費の国庫負担の廃止、保険税軽減措置に対する国庫補助の廃止、助産費補助金への国庫補助の削減など、次々と後退させたことにあります。

先ほど国への要望では、大幅な保険料の値上がりがないように激変緩和を要望したということが答弁の中にありましたが、それでは何の問題解決にはなりません。今後の給付費増大に耐えられる財政基盤をつくるため、国庫負担をもとに戻すことを全国市町

村会などで国へ提案すべきではありませんか。

二点目は、これまで資産割をなくして三方式にすると、これまで賦課されていない世帯は確実な引き上げになります。平成三十年の資産割率は、七月の本算定の調定であるため、現時点では不確定のことですが、前年度は一九・四%の資産割が賦課されていますので、きめ細かな対策を講じることが求められます。

先ほど継続的にこの問題は国保運営審議会などで審議していくということでしたけれども、いつまでに結論を出そうというお考えなのでしょうか。応能・応益割合の基本的な考え方も含め、お答えをお願いします。

三点目は、子供の均等割の減免ですが、否定的な答弁でしたが、町長は均等割という課税方法は、先ほど述べられましたけれども、本当に他の保険制度にはないという認識がおりなんでしょうか。所得のない子供にも均等割が課税されると、子育て世代には大変重い金額になるとの認識をお持ちなんでしょうか。せめて十八歳未満の第三子以降に係る均等割額の国保医療費支払いの財源となる医療分、また後期高齢者医療制度の後期支援分の二つの全額減免を対象とした場合の金額と、当町の対象人数についてお答えをください。

四点目は、法定外繰り入れについても否定的な答弁でしたが、平成二十九年度の一般会計から国保会計に繰り入れた法定内繰り額は、約二億五千四百四十万円となりました。

先ほど述べたように、国庫負担率を引き下げたことにより、町が一般会計から職員給与や事務費、出産育児一時金、保険基盤安定の名のもとで四分の一を町が負担するというのが要因です。法定外繰り入れについては、町長の政治的・政策的な判断に委ねられるものと理解しています。法定外繰り入れについて、国の公式

な答弁は、二〇一五年四月十六日の衆議院本会議での国保会計への公費繰り入れは、自治体で御判断をいただくというものです。その国の見解を町長は認識しておられますか。

五点目は、特定健診の受診率を上げるため努力しているということでしたが、昨年、総務民生委員会で奈良県で特定健診も含めた健診率が、毎年一位か二位という山添村を先進地視察してきました。特定健診の診査票は郵送ではなく、地域ごとに保健推進員を委嘱し、その委員が直接各家庭に対話をして配付している。

また、保健師とは別にコミュニティナースといつて地域医療や介護に係る前の段階を活動領域とし、地域全体の健康度を高めたり、つながりを強めることで専門機関と連携しながら地域医療、介護の負担を減らすという大変意義ある医療人材です。視察の中でも、養老町さんもぜひコミュニティナースを検討されたいかがですかとの助言も頂戴しました。近い将来の配置に向けたお考えはないのでしょうか。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず一点目の国庫負担の制度を当初に戻すように、全国市町村会などで国に提出すべきと考えるがという御質問でございますけれども、国民健康保険の国庫負担の引き上げにつきましては、岐阜県町村会でも毎所要望をしており、平成三十年年度国の予算並びに施策に関する要望書においても、社会保障・税一体改革による国保財政基盤の強化、保険基盤安定制度及び保険者支援制度の拡充の実施とともに、国庫負担割合の引き上げを行うなど、さらなる国保財政基盤の拡充・強化を図ることとして要望しているところでございます。

国民健康保険は、制度当初に比べ加入者の年齢構造が大きく変

化しており、高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費増大、また年金生活者などの低所得者の占める割合が増加し、保険料負担が重いなどの問題点がございます。

このため、財政支援の拡充、特に国庫負担割合の引き上げが求められており、今後とも国民健康保険制度を堅持し、加入者が安心して必要な医療が受けられるよう、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じられるよう、さらなる要望をしてみたいと存じます。

二点目、三点目につきましては、実務的な問題でございますので、次の四点目について、私が答えさせていただきます。

公費の繰り入れは自治体で判断するというようなことについての見解でございますけれども、平成二十七年四月の衆議院本会議や厚生労働委員会では、一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断いただくことと承知をいたしております。

しかしながら、先ほどもお答えいたしましたように、国民健康保険は、原則として保険給付等に必要な支出を被保険者が負担する保険税、国が負担する国庫支出金等により賄うものであると考えております。

五点目の山添村の例でございますけれども、水谷議員の御質問のコミュニティナースにつきましては、平成三十年一月十八日、総務民生委員会の視察先である奈良県山添村において実施され、特定健診受診率が平均五二％で、奈良県下一、二位となっていると聞いております。

山添村は人口約八千人、世帯数約千五百戸の村であり、集落ごとになかなか報酬ではぼランティアでお願いしている保健推進員を委嘱し、健診案内を直接各戸へ配付し、受診勧奨をしてもら

い、さらに地域での自由な保健活動を行うことを目的としたコミュニティナースを配置し、各戸を回っていただき、健康相談や保健以外の一般的な相談も行っていると聞きをいたしております。本町において同様のサービスを町全体で行うには、人口規模の差もあり、難しいとは思いますが、山添村のように各戸を回り地域住民と寄り添う中で、気づき、問題があれば関係機関につないで問題を解決し、行事への参加、子供との交流等、地域づくり全般の活動を行っていくことは、現在、本町で進めております。地域自治町民会議における健康福祉部などの事業で検討いただくことも、一つの方法であると考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 伊藤住民人権課長、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） それでは二点目の質問、資産割が賦課されていない世帯に対しての対策と、その場合の応能・応益負担率といったような御質問に対してでございますけれども、資産割をなくして三方式へと変更する場合、その減額分が所得割、均等割、平等割へと賦課されるということで、水谷議員さんのお話にもありましたように、資産割が今までなかった御世帯には、負担増になるということは間違いないことであると考えます。

ただ、賦課する割合につきましては、いろんな情勢が考えられるということがございますので、慎重に検討が必要になってくることかと思えます。

それで、今までに既に実施されております他町村の実績や動向を踏まえて検討をしていきたいとは思いますが、県も今、形として広域化に向けて三方式への移動等も考えているということ、県の指示を受けながらということを進めたいと思っております。

で、ちょっと時期はいつを目標にというお答えは、ちょっと今できかない状態でございます。

三点目の十八歳未満の第三子以降に係る均等割を全額免除した場合の金額と対象人数についてお答えはということでございますけれども、六月十五日の時点で十八歳未満の子供が三人以上いる世帯で、第三子以降の均等割を全額免除した場合の条件で試算をさせていただきます。

そうしましたところ、対象は五十四世帯六十四名で、医療分が百七十七万二千八百円、後期高齢者支援分が五十七万六千円で、合計といたしまして二百三十四万八千八百円の減免となるという結果が出ております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 最後の質問になります。

激変緩和の期限は定めないと表明する県もありますが、岐阜県の激変緩和措置のめどは六年ということですが、本年や次年度は乗り切れるかもしれません、高齢化のピークとされる七年後の二〇二五年を県単位化で乗り切ることができるのでしょうか。

養老町の国保に加入している町民は、五月末人口では七千四百十六人の二四・四％、世帯数では四千二百二十六世帯の三九・八％であり、十人に四人以上が、十世帯のうち約四世帯が加入し、特に年金生活者が多く加入する国保は、今や誰もが一生に一度はお世話になる医療保険です。

先ほど何度も言っておりますが、非正規労働や中小・零細、家庭内事業を営み、またワーキングプアや病気で何の保障もなく働けない人の医療を保障する社会的弱者の医療保険制度です。町が必要な経費を措置するのに、町民の理解が得られないとお考え

でしょうか。

今年度から一期分の減らすため国保の納期が十期になり、既に仮算定で一期と二期の納付書が送付されております。三期で本算定とした課税明細も添付し、納付書が郵送されますが、払いたくても払えない被保険者に寄り添った納税相談をしていただきたいと考えます。

子供の均等割の減免措置については、新制度のもとで子育て応戦施策として実現している例が全国にあります。国保法第七十七条を規定活用し、多子世帯を特別な事情と設定することで、被保険者の軽減を行う条例改正を適用する自治体です。

養老町で、先ほどの答弁では、第三子以上の対象は六十四人、全額減免しても二百三十四万八千八百円との答弁でしたが、一般会計から法定外繰り入れでなくても、国保財源の中で十分に充当できる金額ではないでしょうか。

現時点で岐阜県内の自治体では、どこも将来ある子供世帯への子供の均等割減免には取り組んでいません。だからこそ養老町がイニシアチブを発揮し、この子育て応援施策として子供の均等割に光を当てるべきだと思います。

最後に、四十歳から六十五歳までの国保加入者の特定健診の受診は六月三十日が期限です。六十六歳から七十四歳までは七月二日から八月三十一日までです。この受診期間に受診できない場合でも、平成三十年十二月二十八日まで受診できます。

今回の受診票には、過去三回分の受診結果も掲載され、そのことが、ことしはぜひとも受けるという声も多々聞かれます。提案したコミュニケーションの配置などは地域自治町民会議でのという話もありましたが、こういう命にかかわる施策は地域差があつてはいけないと思います。どこにいても、どんな状況の家庭であ

っても、医療を受けるのは国の社会保障制度です。地域差に格差をもたらすような発想はやめていただきたい、このことを申し述べたいと思います。

先ほど住民課長から、この特定健診の受診率が、県にとつても加味される大切なことだということでした。一人でも多くの受診者が自分の健康に関心を持ち、予防をするために、今回の質問で受診率が上がればこんなうれしいことはありません。答えていただける答弁をお答えください。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 答弁の中でも何度もお答えをしております。国保加入者の社会的な弱者が多いというようなこと。それから医療費が高額になっていっているという現実、私も心を痛めているというのは現状でございます。

そんな中で、やはり一つの制度としてございますし、またこの保険制度というのは、やはり保険加入者の中で賄うべきであるというのを、私は一番の原点だというふうに思っております。

例えば先ほどもありましたけど、私が決断すれば出せるのではないかと、そしてこの部分については、こういった理由で出せるのではないかとというのではなく、決められた制度の中で行っていくというの、やはり私の姿勢だというふうにお受けをいただきたいと思えます。

また、町民会議の中で申し上げられまして、少し勘違いされておみえかもしれませんが、地域格差を求めてきていて、どこまでできていないところという意味ではなくて「などの」ということで、そういったところなどで、各地域で御検討いただけるのも一つの方法ではないかということでございますので、よろしくお願いいたします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、二点目の広報「よろろ」について伺います。

本年、三月二十三日金曜日の締め切りで実施した広報「よろろ」アンケートの結果と公表、住民からの要望の具現化などについて、どのような検討がなされたのかについて伺いたいと思います。

二点目は、きょう、こういうファイルを持ってまいりました。斎苑特別委、二〇一三年二月から平成二十四年四月一日、元嘱託職員、臨時職員で採用、平成二十三年三月末三百六十万円の盗難事件、平成二十四年十月一日、臨時職員から嘱託職員に昇格、平成二十五年二月二十一日、公金横領で解雇、議会特別委員会での斎苑の問題について、私たち議会が全議員一致で目標を達成したファイルがこのファイルです。ここに二〇一三年二月からとなっているんですが、いつになったらこの日時のピリオドが打たれるのでしょうか。

元女性嘱託職員による公金着服事件については、広報「よろろ」では、平成二十五年五月号で、「嘱託職員による公金着服事件のおわび」と題し掲載、平成二十六年一月号で、新年の御挨拶と題した記事で前段でおわび、平成二十六年四月号、平成二十七年四月号、平成二十八年四月号では、いずれも「元嘱託職員による公金着服事件の現状報告について」と題し、五回掲載しています。

しかし、その後、本年一月二十六日、岐阜地方裁判所大垣支部にて判決が下り、町が全面勝訴を勝ち取りました。

主文の要因は、一、被告元嘱託職員は、原告養老町に対し、一

千五十万六百元及びこれに対する平成二十七年十二月十七日から支払い済みまで、年五分の割合による金額を支払う。

二、訴訟費用は被告の負担とする。

三、この判決は仮に執行することができるといふものでした。

これでこの事件は解決がついたと確信しましたが、元嘱託職員はこの判決を不服として名古屋高裁判所に提訴し、第一回の口頭弁論が名古屋高裁一〇〇四号法廷で行われ、六月二十八日に判決の言い渡しがあると承知しています。なぜこの間の報告が町民に知らされなかったのでしょうか、御答弁をいただきたいと思えます。

三点目は、町民の方からファクスが届きました。

日ごろ御苦勞さまです。毎日配られてくる広報はなるべく時間を見つけて読むようにしています。特にシリーズ人権は、他の記事と毛色の違った啓発の記事のように受けとめています。昨年十二月のシリーズ人権は賛同できる内容でした。ところが、ことし五月の記事は、幾つかの疑問も湧きました。いずれにしても、役場情報の告知ではないため賛否両論が出てしまうのは仕方がないことかもしれません。そこで気になったのは、この記事は誰が書いておられるのでしょうか。それがわかればネット検索もできるのです。執筆者を行政情報として開示できないものでしょうか、御検討くださいという内容でした。これに対する答弁をいただきたいと思えます。

○議長（大橋三男君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 一点目ですけれども、広報発行のプロセスの部分ですので、担当課のほうからお答えさせていただきます。

平成三十年三月に、広報「よろろ」につきましてアンケート

調査を実施いたしました。締め切り期限が三月二十三日金曜日、年度末ということでしたので、四月中にアンケートを取りまとめ、五月の初めに町ホームページにて公表をしております。総数百五十九名の方から御回答をいただきました。御協力ありがとうございました。

何より「読みやすいですか」との問いに對しまして、「読みやすい」または「まあ読みやすい」と回答した人が合わせて約八〇%とそれなりの評価をいただいております。しかし、「知りたい情報が見つけにくい」や、年配の方々からは「文字が小さい」などの意見もいただいておりますので、今後の課題として認識しております。

また、町民参加による広報紙づくりの観点から、広報「よろう」の表紙に係る表題につきまして、町内の小・中学校、児童・生徒の代表にお願いしており、今年度も継続して実施したいと考えております。

この題字に對しまして反響がありまして、町民の方々から数件お電話を頂戴しておりますし、昨年、本町で開催されました全国大会「日本の森・滝・渚全国協議会」の総会のある際には、ある市町の首長さんからもおもしろい試みだとか、発想がいいというお褒めの言葉をいただいております。

アンケートの中にある広報への自由な御意見では、今後の広報紙づくりに役立つ貴重な御意見、また厳しい御意見、また要望的な事項も含まれております。そのような御意見を踏まえ、職員一人一人、工夫と豊かな発想で町民の皆様が必要とされ、親しまれる広報紙づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 二点目の御質問につきまして、

元女性囑託員による公金着服横領事件の広報の掲載についてというところで回答をさせていただきます。

元女性囑託員による公金着服横領事件の状況や経緯につきましては、広報「よろう」に定期的に掲載をし、町民の皆様にお伝えをしております。

平成二十八年四月号には、損害賠償請求の民事訴訟につきまして、平成二十七年十一月二十六日付訴状を提出し、今後は裁判を肅々と進めていくことを掲載したところでございます。

民事訴訟につきましては、平成三十年一月二十六日に町の請求どおりの支払いを命ずる判決が言い渡されました。しかしながら、相手方から平成三十年二月六日付で控訴提起があり、それに伴う裁判所による訴訟記録の点検を経て、平成三十年三月十二日に町へ控訴状等が届きました。

また、平成三十年三月二十七日に控訴理由書が届き、それに対する答弁書を平成三十年四月二十七日に提出をいたしました。それに伴いまして、第一回口頭弁論が平成三十年五月二十四日に行われ、判決言い渡しは平成三十年六月二十八日と定められました。

一審判決後に、間なしに相手方から公訴提起があり手続に入ったため、広報紙への掲載時期を逃していたところでございます。しかしながら、第二審の口頭弁論を経て判決言い渡し日も定められましたので、第一審の結果から第二審の経緯につきまして、広報七月号に掲載させていただきたいと思っております。

今後につきましても、随時広報紙に掲載してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 古川生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） シリーズ人権の掲載に住民の声が寄せられたが、検討願いたいという御質問でございます。

す。

広報「よろろ」のシリーズ人権につきましては、隔月の掲載となっております。人権については、人それぞれに受けとめ方が違ってくることやさまざまな案件がございます。

掲載内容につきましては、教育委員会内において原案を作成し、検討し、掲載させていただいております。また、文章等を引用する場合には、出典先について明示させていただいております。

本町では、養老町人権教育の方針にのっとり、全町民の連携と協調の立場から、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、人権を尊重する温かい人間関係の醸成に努めております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

アンケートを見させていただきました。アンケートの中には、「広報を発行しなくてもホームページで十分」、あるいは「回覧でよい」「経費の無駄」との意見も多々ありましたが、それらの声への見解を求めたいと思います。

二点目は公開の問題です。

住民自治が成り立つためには、必要な情報が町から提供されなければならぬと考えます。なぜなら、その情報をもとに主権者である町民が町の評価をするからです。情報公開条例によらずとも、重要情報は二次被害が想定される個人情報を除けば、積極的に開示されなければならぬと考えますが、その見解を伺います。

六月二十八日、名古屋高裁での判決言い渡しの判決内容いかんで、さらに上告ということも想定されるではありませんか。仮に十年の経過で結審がなかったら、町民に知らせないということでしょうか。民主主義の基本は徹底した情報公開です。岐阜地方

裁判所大垣支部の地検の判決が出た一月二十六日、広報「よろろ」二月号は間に合わないかもしれませんが、三月号では十分対応ができたはずですが。ただいま七月号ということですが、その間の経過をやはりきちんと開示していただきたいというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

それに人権の問題ですが、再答弁は要りませんが、この文章が町民の読者の方には、教育長が文責なのか、あるいは人権住民課が文責なのか、教育委員会が文責なのか、やはりわからないということですが、私たちは当然教育委員会というふうに認識しています。私たちが当然教育委員会というふうに認識しています。広報においては、やはり住民の皆さん、関心が非常に高いという視点をお持ちの方も多いわけですので、こういう点も加味して検討をお願いしておきたいと思っております。

○議長（大橋三男君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

過去三年の広報の発行額でございます。平成二十七年度実績四百二十八万六千七百二十円、一冊当たりの作成の単価といたしまして三十六万二千七百七十七円、二十八年の実績でございますが、四百十九万九千七百八十四円、一冊当たり三十四万七千七百七十七円、二十九年の実績でございますが、四百九十九万九千三百六十六円、一冊当たり三十三万九千二百二十二円となっております。

御指摘のとおり「発行しなくてもホームページで十分」「回覧でも」「経費の無駄」といった御意見もいただいております。ですけれども、同時に町からの情報を得る手段として広報紙を活用しておられる方が五六%と大勢お見えになるというアンケート結果もございます。各自治体から発信する情報は、住民生活に密着したものであることから、確実に住民の方々にお届けする必要があります。

あると思います。

このことを念頭に置いて、市町村の広報がどうあるべきかですけれども、本町の広報戦略は、広報「よろう」や各課からのお知らせなどの紙媒体、町ホームページ、インターネットなどの媒体の利用、そしてC N E t、行政情報番組によるC A T Vを利用した広報などが上げられております。

誤りのない簡潔でわかりやすい内容でお届けすることを趣旨として行っておりますが、複数の広報媒体を利用することで、町民の皆様への確実な情報提供に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 二点目の一審判決後、三月号では十分対応できたのではないかという問題でございます。

より公正で開かれた町政を実現するために、町民の皆様へ提供すべき重要な情報については、町から積極的に開示していかなくてはならないものと考えております。

議員からの御指摘のとおり、一審の判決結果及び二審の経緯について、広報三月号以降に掲載すべきであったと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、一審の結果から二審の経緯までを広報七月号に掲載するとともに、今後につきましても、随時広報紙に掲載をしていきたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 時間がございませんで、次のことを申し述べ、私の一般質問を終わります。

平成二十三年三月末に元嘱託職員が三百六十万円の盗難事件を

起こしたにもかかわらず、大橋町長は平成二十五年六月議会で、その後、全額返済されたので、町に実質被害はなく、私の判断で公表しなかったが、公表すべきであったと答弁されました。公表しなかったことが初期の段階でこの斎苑横領を大きくしていったと言っても過言ではありません。行政情報は、本来は住民のものとの視点に立ち対応されたいと主張します。

町民への重要情報とは、主に予算決算にかかわること、人事、行政ミスや不祥事、町が当事者となった裁判案件などです。六十四年間の養老町政の中で、元嘱託職員による町民からの斎苑使用料の一千万円を超える横領事件は、大橋町政のもとで起きてしまいました。このことに対し、非常に遺憾でございます。

今回の事件は、葬儀を出した町民の心情に思いをせば、故人を送る遺族の思いを、遺族の知らないところで勝手に着服するという罪深さがあります。

○議長（大橋三男君） 以上で十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会をいたします。

なお、議会最終日は、六月二十一日木曜日、午前九時三十分より再開をいたします。

また、この後、三時五十五分に北委員会室において議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の方は御参集を願いたいと思っております。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午後三時三十八分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成三十年六月二十日

議長 大橋 三男

議員 早崎 百合子

議員 田中 敏弘